

令和5年12月14日（木曜日）

（会議第3日目）

応招議員

|     |      |     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 1番  | 濱村美香 | 2番  | 山本牧夫 | 3番  | 澳本哲也 |
| 4番  | 宮地葉子 | 5番  | 宮川徳光 | 6番  | 浅野修一 |
| 7番  | 水野佐知 | 8番  |      | 9番  | 山本久夫 |
| 10番 | 吉尾昌樹 | 11番 | 小松孝年 | 12番 | 矢野昭三 |
| 13番 | 矢野依伸 | 14番 | 中島一郎 |     |      |

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|         |      |        |      |
|---------|------|--------|------|
| 町長      | 松本敏郎 | 副町長    | 西村康浩 |
| 総務課長    | 土居雄人 | 企画調整室長 | 渡辺健心 |
| 情報防災課長  | 村越淳  | 住民課長   | 宮川智明 |
| 健康福祉課長  | 佐田幸  | 農業振興課長 | 斉藤長久 |
| まちづくり課長 | 徳廣誠司 | 産業推進室長 | 秋森弘伸 |
| 地域住民課長  | 青木浩明 | 海洋森林課長 | 今西和彦 |
| 建設課長    | 河村孝宏 | 会計管理者  | 宮地美  |
| 教育長     | 畦地和也 | 教育次長   | 岡本浩  |
| 教育次長    | 清水幸賢 |        |      |

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦      書記 山崎あゆみ

令和5年12月第5回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和5年12月14日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：7番から10番まで）

## 議 事 の 経 過

令和5年12月14日  
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、浅野修一君。

6番（浅野修一君）

おはようございます。

早いもので12月14日、あと半月余りで今年、令和5年も終わろうとしております。さまざまなことがありましたが、いま一度年末まで、今年一杯頑張りたいと思います。

ちなみにですが、12月14日、本日は赤穂浪士討ち入りの日ということで、大石内蔵助はじめ四十七士が討ち入った日ということになっております。いつもより少しだけ力が入った質問の方をしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは早速ですが、通告書に基づきまして、私の質問の方を入りたいと思います。

今回、2つの質問事項を構えらしていただいております。

まず初めに、林野政策についてであります。

山林8割の当町において、国が推し進める林野政策への展開は緩くて遅いのではないのでしょうか。山に関してはこれまでも、幾度かさまざまに提案、提言を行ってききましたが、いまだに手つかずのように思われます。現状をかんがみて、今後の課題や方針、計画について、町としての考えを聞きたいと思います。

まず、カッコ1と致しまして、現在町が山の管理を委託されておる件数は何件か。

また、町としてその現状をですね、どのように考えておられるのか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

おはようございます。

それでは、浅野議員のカッコ1、現在町が山の管理を委託されている件数は何件か。また、町として、その現状をどのように考えているのかのご質問にお答えします。

議員ご質問における町が山の管理を委託されているとは、森林経営管理法に基づき、森林所有者が自分自身の森林の経営管理権を黒潮町に委託される、いわゆる新たな森林管理システムであると考えております。

本町におきましては、進む高齢化や過疎、それらに伴う後継者の不在とともに、経営がなされていない森林が比較的多い地区の中で、令和元年度以降から、この森林管理システムにつきまして着手しております。

本事業の流れとしましては、初年度に森林境界の明確化を行い、次年度には集積計画に係る意向調査の実施、3年目に森林所有者からの各同意書を取得し、4年目以降につきましては、その後5カ年を経過するまでの事業

計画において実際の間伐など、森林整備を実施致します。その実績につきましては、令和元年度から令和4年度に、市野瀬地区、上川口地区、大屋敷地区、大井川地区にて、事業を実施。境界の明確化実施の総面積が297.2ヘクタール。意向調査回答に係る総面積が260.47ヘクタールであり、このうち、今後、町に対して森林管理を委託したい山林所有者の方は22名であり、筆数が63筆、面積44.61ヘクタールとなっております。

この現状におきまして、町としましては、過去より続く林業の採算性の悪化などにより、林業生産活動が一般的に低下し、山林における間伐、保育などの適正な管理が困難な状況となっていると承知しております。先ほども申しました、山林所有者の高齢化や相続される方の町外への転出、山村全体の人口減なども大きな要因の一つとなり、その結果におきまして、十分に整備がなされない森林が増加し、森林経営管理権を町へ委託せざるを得ない状況に至っているものと捉えております。

現在まで至るこの負のスパイラルを少しでも好転させるために、この森林管理システム制度の実施が求められた経緯も踏まえ、今後とも荒廃が進む森林の再整備を急ぎ、町内山林の保全や水源の涵養を守りつつ、山地災害リスクの軽減を図っていくことが何より重要であると考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

ありがとうございます。詳しくご説明いただきました。

ちょっと聞き漏らしたと思うんですが、ちょっと確認させていただけますか。

22名63筆、43ヘクタール余りとあったと思いますけど、これはどういう内容いいましたかね。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

先ほど申しました部分につきましては意向調査、これが終わった部分でございます。

意向調査で同意をいただいて、今後、集積計画、実際の施業の計画を立てていく段階の部分がこの数値となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

ということは、あくまでもその意向調査が済んだいうか部分であって、委託を受けたという意味ではないという。委託を受けたのではない、処理ということでしょうかね。ありがとうございます。

山林所有者の方々から委任を受ける、これを推進するということ。このことを国の方はですね、推し進めようとしております。国土強靱化であったり、脱炭素化対策であったり。これに対する最良といいますか優良な手段であるということで、国の方も打ち出したことであろうと思っております。

この国土強靱化、そして脱炭素化対策についてはですね、今後の黒潮町が取り組んでいかなければならない大事なところであろうと思っております。本当の永遠の使命と言っていいんじゃないかと思っております。

町としてもですね、さまざまな対策、計画を持っておられるんであろうと思っておりますが、現状持つておられる実効性のある考えというか計画というか、そういったもの。ちょっと抽象的で分かりにくいかもしれませぬけ

ど、そういったものございましたら、早期に委託を受けるための取り組みというか、ございましたらお聞きしたいわけですが。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

先ほど、今後のこういった形の取り組みについてこういった形でというふうに捉えましたが、一つ、昨年4月1日より、このシステムの関係で業務が開始されております。一般社団法人の幡多地域森づくり推進センター、広域組織であります。これにつきまして各幡多郡の市町村におきまして、その中で専門性が求められる業務について、広域で共同の処理を行うことにより効率化を図り、境界確認、あるいは意向調査済みの施業地における今後の集積計画、そういったところを作業を進めることで、郡内における全体業務の進捗（しんちょく）を図ることを進めております。

黒潮町には、対象となる森林面積が6,408ヘクタール、うち、想定される手入れ不足の森林4,151ヘクタール。平均して1年間に70ヘクタールから80ヘクタールの調査を実施した場合に、黒潮町単独ですと、およそ今後何十年もかかる計算となります。

そういったところも踏まえまして、今後広域で集約したプラン、あるいは集積計画の策定に取り組むことで、少しでも早く作業を進めるべく進めております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

詳しく、本当ありがとうございます。

総面積6,408平方メートルですか、本当広大な山林を持っておりますので、なかなか先の長い話であろうかと思えます。

今課長の方からのご紹介でありました幡多の広域うんぬんというふうなことで、これは市町との境部分での、何いいますか境界の決めるところというか、そういったことでの広域という意味かと思えますが、そういう捉え方でええですか。町との境界の部分での他市町村との地域を決めるというか、そういった受け止めでよろしいですか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

先ほど申しました広域での業務につきましては、議員おっしゃられる境界の確認、そういったところは各市町村がそれぞれの、例えば大屋敷地区とかですね、うちの方はそういった形で各地区で、それぞれ実施しております。

広域に持ち込む部分につきましては、そういった境界の確認以降、同意書をもった部分につきまして、個別の集積計画、そういったプランの策定を基本的には取り組むような形が、現在、メインとなる業務となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

いずれにしても、ちょっと長くかかるようでございますが、力強く進めていただきたい部分でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、山林所有者の方にですね、山の管理の委託を受けるということは、先ほど来、課長の方からもご紹介ありましたように境界線の確定、登記の方ですね。が必須であろうかと思ひます。これをいつまでに終わらせるつもりかというふうなことをお聞きしても、なかなか答弁の方しづらい部分があるかと思ひます。

ただ、目標として持つべきところは持つておかないと、ぼやけてしまつてなかなか進まないというふうなこともあろうかと思ひます。今の段階で、市野瀬から上川口であるとかずつと測量の方は進んでいるようですが、今の段階でいつごろというふうな、もうほんとに大まかな目標でいいんですが、どういった見解を持つておられるかお聞きしたいです。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

広域での話になりますが、非常にこの制度を進めるに当たつて一番が、その地籍調査が完了している市町村か否かというところが非常に問われるところでありまして、黒潮町の場合、山林部分につきましてはまだまだ未着手の所も多いところでございます。

先ほど申しました今後の予定というところで、広域の方ですね、それぞれの今後のスケジュールというところで大まかな数値を出しております。黒潮町の場合、今の、広域の組織ができる以前の調査のデータによりまして 50 年かかるのではないかということで、その資料の方の数値の方は提出を致しましたが、今現在の作業スピード、あるいは広域に持ち込む今後の予定も踏まえると、とてもとても 50 年という数字では、50 年というのはかかり過ぎますので、少なくともそれを半減するべく、今後目標を持つて進んでいくことが前提と考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

本当、大変なお仕事であろうかと思ひます。

ただ、これをやつていかないと進まない部分がありますので、課長の時代にはなかなか終わらないというふうな、それだけ長いスタンスを持たないと駄目かと思ひますが、何らかのスピードアップできる政策というか方策があればええかと思ひますが、経費のこともあつたりします。

ドローンによる測量であるとか、そういった部分。ドローン、今すごいさまざまな部分で活用されておりますので、ちらつと調べてみたら、そういったことをやつておられるところもあるようでして。それですと、上からですすぐ早く広範囲を見て、それで境界の方も、所有者の方と確認しながらはなろうかと思ひますが、そういった方法もあるんじゃないかと思ひております。

そういった方向性は持つておられませんか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

浅野議員おっしゃられるように、現在、ドローンでの航空測量っていうのがかなり進んできておりまして、林野庁の方でもそういった新しい事業での取り組みについてのモデル的な事業が、現在提案もなされております。当然今後ですね、測量、そういったシステムが進むことにより、そういうところの取り組みっていうところは一定進んでいくとは考えます。

現状、森林組合さんとドローンによるいわゆる俯瞰した撮影部分で、図面と突合するような形の作業は、今後行っていくような形でお話はしておりますが、実際に、掛ける委託費用とか集めるデータの種類にもよりますが、非常に山林の場合に、谷とか尾根とかである程度所有者が、私の把握するところはここまでっていう説明が非常に多いです。ですので、起伏のない土地、山地に関しての起伏のない部分の航空写真、ドローンの写真での判断がなかなか現地というかですね、机の上では難しいんじゃないかということで、そういったことの話は現在森林組合さんとお話をしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

そうですね、ドローンほんとに便利で、広範囲見れるってことで、早く仕事も進むかと思いますが。

また、何か木がうっそうと茂った部分での調査は、ちょっとこれも難しいと聞いております。また、そういった中でも調査しやすいというか手の掛かりやすい部分については、そういった方向も考えるべきではないかと思えます。そういったことで、調査の方がスピードアップにつながってこようかと思えますんで、そういったところをですね、ぜひ取り入れながら、また、国の方の補助であったりそういった部分も、これからも国も一生懸命力を入れてますんで、あると思えますんで、その部分をですね、ぜひ活用いたしますか、していただきたいと思えます。ぜひこの点は、よろしくお願い致します。

これで、カッコ1につきましては終わりたいと思えます。

続きまして、カッコ2でございます。

カッコ2と致しまして、花粉症解決に向けたスギ人工林への伐採、植え替え等、加速化への支援制度はあるか、についてであります。

このことはもう政府の方ですね、今年10月ですか、花粉症という社会問題を解決すると致しまして、政府を挙げて花粉症対策を速やかに実行していきます、とのコメントを出しておると思えます。

町として、この花粉症対策ですね、このことをどう捉え、どのような対策を考えているのか問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員のカッコ2、花粉症解決に向けたスギ人工林への支援制度はあるか、のご質問にお答えします。

議員ご質問の、いわゆる加速化への支援制度につきましては、林野庁におけるスギ花粉発生源対策推進方針におきまして、本年6月30日付にて、各都道府県あてに周知がなされております。

内容としましては、議員おっしゃられるスギ人工林の伐採や植え替えなどの加速化、スギ原木材における需要の拡大、再造林時の植え替えに伴い、花粉の少ない苗木の生産拡大、さらに、林業全体の生産性の向上および労働力の確保に取り組み、今後10年間で花粉発生源となるスギ人工林をおよそ2割減少させることを目標としております。

この方針を受けまして、高知県では本年7月に、令和5年度における造林事業標準単価を定め、公表を行っており、その中におきまして、新たに花粉症発生源植替対策時における標準単価を定めております。しかしながら、現時点におきましては、このスギ花粉症対策における、県の補助事業等が制定されておりませんので、当町と致しましても、来年度以降の具体的な制度設計や補助支援策における予算確保も含めての取り組みが進んでおりません。

また、関係者からの聞き取りによりますと、先ほど申しましたスギ花粉症対策に活用する新たな苗木につきましては、現時点で県内ではほとんど流通がなく、来年度以降の対応になるのではないかとのご旨でございました。

今後とも国や県における新たな支援制度の動向を注視し、関係する幡東森林組合とともに、山林所有者の意向など、事前の調査に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

ありがとうございます。

残念なことに県の方のそういった施策はないということで、ほんと残念ですが。県もですね、こんだけ、県内でも8割の山というふうなことで、すごく重要視されていることであろうかとは思いますが。そういった意味でもですね、県への提案であったり要望であったり、これ今後でもですね強い要望をお願いしたいと思います。

今の言っていたように、スギ人工林2割減というふうな国の目標も出ておりますので、それに向かったですね、当町の取り組みもぜひお願いしたいと思います。

支援あるなしにかかわらずというか、やるべきことをやっていかないといけないと思っておりますので。それと、これだけ国の方が動いております。国が動く以上ですね、黒潮町としても何らかの形で速やかな対策を講じることが望まれるということであろうと思っております。とは言っても、町独自の財源、これではなかなか難しいことであろうかと思っております。

重ねてになりますが、国、県ですね、高知県の制度だったり支援を活用するしかないというか、なかなか難しい部分ではありますが、そういった制度などの利活用の方をどんどん進めていっていただいて。自分もそうなのですが、もう長いこと花粉症にはね、苦しめられております。中学校時代からやと思うんでもう何十年もなるのですが、町内にもですねたくさん花粉症に苦しめられておられる方が多いと思っております。その中には、小学校、中学校、高校生もそうです。勉強に支障が出るほどのものとなっているんじゃないかと思っております。薬を飲んで抑えるっていうふうなこともですね、まあまあ今進んでおりますので、可能な部分ではあるんですが、これ、薬を飲むとですね眠たくなったりとか、逆にその授業の方に支障を来すというふうなこともね、あったりもするがですよ。これは花粉症になった者でないと分らんことだと思いますよ。本当に夜寝れんがですよ、夜。夜寝れんってっていうことはもう、昼眠たくなる。当然のことですが。そういったこともあるので、この花粉症対策についてもですね、何言いますか、人ごとっていうような感覚ではなくてですね、我がこととしてですね、取り組んでいただきたいと思っております。

なかなか、そういった県内での花粉の少ない苗木を集めるってことも難しいようにお聞きしましたが、県外からのとっていうふうなことも考えられると思いますし、県外では、そういった花粉の少ない苗木の植栽も始まっているところもあるかと思います。そういった意味で、そういったところの現状であったり、問題点であったりを調査していただいでですね、今後、この花粉症の対策、これの解決っていう部分には力を入れていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これでカッコ2の花粉症に対する質問を終わりたいと思います。

次にカッコ3と致しまして、保持林業への取り組みを、町はどのように受けとめているのかについてでございます。

近年、スギやヒノキといった木材用の木を伐採する際にですね、他の樹木を残す。他の樹木ってというのは、ここでは広葉樹のことなんです。そういった取り組みがですね、実験的に行われておるようです。お隣、両隣、四万十市も四万十町もそういった実験の方に、現在取り組んでおられるようです。まだその始まりなんで、その結果がどうかいうところにはならんわけですが。

このことについて、当町の取り組みはどのようなものとなっているのか。

答弁願ひます。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員のカッコ3、保持林業への取り組みを町はどのように受けとめているのかのご質問にお答えします。

議員ご質問における保持林業への捉え方になりますが、山林などの伐採時におきまして、皆伐いわゆる、全ての木を伐採する施業に対しまして、伐採地の一部において、以前からの植生や一部の樹木を残す方法であり、皆伐の施業に比較しますと、森林における生態系の回復が早まるとされており、将来にわたる持続可能な森林を形成するためには、非常に有効な手段の一つとして承知をしております。

そのため、町が経営を管理している町有林、また町行造林地におきましては、皆伐を避けるため、樹齢約45年を過ぎた山林におきまして、まず、列状の搬出間伐を行い、その後、基本的には10年以上の間隔を空け、複数回の間伐、搬出を繰り返すことで、最終的な主伐に向かっていく方向となります。こういった列状間伐、一例としまして、4列のうち1列を伐採する施業を繰り返す中で、伐採後の空地に広葉樹林などが天然更新され、山林の保全にも一定つながっていくと考えております。

現在は、国の伐採における補助金事業との整合性も含め、町内における山林の皆伐につきましては、件数的には少なくなっており、先ほど申しました列状間伐を繰り返すことで残る樹木の成長を促進し、より価値のある木材の利用につなげております。

近年、県全体、また黒潮町におきましても、山林伐採後における再生林への取り組みが進んでおらず、将来に向けた山林再生への課題の一つとなっております。

今後、民有林におきましても、国の造林補助の事業に上乗せを行うことで森林所有者の負担を軽減することにより、町内での再生林を促進、森林環境の保全を図る必要があると考えております。そのため、国や県における再生林補助事業におきまして、必要となってくる森林所有者の負担分に対し、今後町の上乗せ補助も行うべく、新たな制度設計につきまして、幡東森林組合を通じ、また、所有者、関係者の意見も踏まえ、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

本当、山についてはなかなか難しいところがいっぱいありますんで、大変だと思います。

それと、今課長の方から言うていただきましたけど、再造林というふうなことが少なくなっていると。これも、切っても利益が少ないであるとか、あと 40 年、50 年という長いスタンスでの取り組みになるんで、どうしても二の足三の足を踏む所有者の方が多いせいであろうかと思えます。とは言いましてもですね、山をこのまま放っておくわけにはいかないんで、開発ではないですけど再生に向けた取り組みは、今後もしていかなくてはならないと思っております。

課長も今言うていただきましたけど、保持林業っていうのはそこに住まわる鳥であるとか虫であるとか、そういう生態系の部分ですね。広葉樹を残すっていう、一部の広葉樹を残すっていう意味合いに大きなものがあつたりしますんで、その部分がですね、今後の町のその自然という部分では大きな役割、重要な課題であろうと思っております。そのことを十分に分かっていただいて、今後の取り組みを力強いものにしていただきたいと思えます。

何というか保持林業、一見すると無駄なように思うかもしれませんが、今言ったように、そういった自然への配慮という意味では大切な仕事であろうと思えます。この件、ほんと今後でもですね軽視することなく、重要と考えておりますので、私の方も今後でもですね、この保持林業であるとか、こういった部分では提案の方もさせていただきたいと思えますんで、取り組みの方よろしく願いまして、これでカッコ 3 の方の質問を終わりたいと思えます。

続きまして、カッコ 4 でございます。

林野政策の観点からも、私有林への作業道整備に関する補助金制度の創設が必要ではないでしょうか。どのように考えます。

町の考えを問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員のカッコ 4、林野政策からの観点も私有林への作業道整備に関する補助金制度の創設が必要ではないかと考える、のご質問にお答えします。

現在、町内における林業生産の現場では、新たな建設機械や合理的な作業システムが導入されるなど、以前にも増して作業道整備の必要性が高まっていることは承知しております。議員ご質問における森林整備におきまして、その森林所有者などから作業道開設の要望がなされた場合の新たな補助事業制定につきましては、以前の議会答弁の際、議員よりご質問で伺ったところでございますが、町におきましても、今年度から、従前の黒潮町緊急間伐総合支援事業費補助金に対して、森林吸収源整備事業を追加し、新たに、黒潮町緑の環境整備支援事業費補助金としまして、県の補助事業を活用し、施行しております。

新たな制度の内容としましては、町内における森林の公益的機能を高めるとともに、森林資源の質的充実を計画的に推進するため、未整備のまま高齢林へと移行している町内の人工林の間伐等の作業に要する経費を目的とし、対象となる整備費用への補助としております。具体的には、町内の山林施業における保育間伐や搬出間伐、小規模な作業道整備などに掛かる経費が、それぞれ対象となっております。

ご質問の作業道整備の件につきましても、幅員により基本となる補助額が異なりますが、1.5メートルから4段階に分けて、3メートル以上の範囲における作業道開設費用に対しまして定額の補助を実施しております。

町としましても、今年度からの新たな取り組みでもあり、外部委託は行わず経営体自身で整備を実施する自伐林家の方への補助が中心となっておりますが、今後とも施業の規模に限定せず、里山における継続的な間伐や皆伐、また、植栽に努める山林所有者の方にこういった制度の対象を広げていくことにより、引き続き山林、里山整備を進め、より収益性の高い森林の整備に向けての取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

ありがとうございます。少し安心をしました。

今年度から1.5ないし3メートルの作業道補助を実施されておられるようです。こういった補助があることはですね、多くの方に広めていく必要があると思いますので、その部分もですねぜひPRじゃないですけど、そういうお話を持っていかれるところを増やしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

課長今も言っていました、以前もこの作業道整備については自分も質問の方出させていたでるんですが、なかなかですね、その作業道を自己資金でつくってまで山の手入れに入りましようかという、経済的言うたら言い方おかしいですけど、資金的にもちょっとですね、そういう余裕というか大きなお金が要りますんで、すぐに取り掛かれるっていうふうな方は少なからうかと思ひております。なかなかその部分はですね、ちょっとハードルが高過ぎて、手をよう付けておらないということが長い間のことであり現在の状態であると思ひますんで、その意味でもですね、その補助、国、県の補助をどんどん探して取ってくるとか、そういう手だてもますます必要になってこようと思ひますんで、その点もですね、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思ひます。この作業道のないことには山の手入れできませんのでね、手入れというか、手が付けられませんのでね、この部分ほんとしっかりとお願ひしたいと思ひます。

先ほどもお話にもありましたが、やっぱりその森林組合との協議いいですかいろんな場面場面での話し合ひというもの、森林組合さん専門家というか、でございますんで、さまざまな情報であったり、この作業の仕方であるとか、効率の良さを求めてやっておられると思ひますんで、そのへんですね、森林組合との間での協議とか密にさせていただいて、今後そういう部分にどんどん進んでいっていただきたいと思ひます。

また、重ねてになりますが、作業道補助とかのすごいうれしい情報もいただきましたんで、そういう部分も活用していただいて、このことを進めていただきたいと思ひます。大きな意味での林野政策っていうふうに今回質問にあげさしてもらってますんで、ほんと政策であろうと思ひます。町を挙げてのですね、政策、力強い政策をお願ひ致しまして、カッコ4の質問を終わりたいと思ひます。どうぞ、今後もよろしくお願ひします。

それでは、1番の林野政策について最後でございますが、カッコ5と致しまして、今後の課題についてどう捉えているか。また、課題があれば、克服するための方針、計画はどのようなものか、について問いたいと思ひますが。

何か質問としてはですね、何かこう抽象的で分かりづらい部分のみではないかと自分も反省をしているところでございます。こういうことをこの質問、今まで申し上げたカッコ1からカッコ4の質問も含めてですね、林野政策につきましての今後の課題、方針、計画について問ひます。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員のカッコ5、今後の課題についてどう捉えているかのご質問にお答えします。

黒潮町における一次産業の振興につきましては最重要課題と捉えており、そのうちの林業は、黒潮町総合戦略におきましても、新規就業者の確保や森林の適切な管理が今後の課題であると明記しております。町としましては、今後とも国、県が行うさまざまな支援策をうまく活用しながら、町内におけるさらなる林業の活性化につなげていきたいと考えております。

議員ご質問における今後の課題につきましては、現段階において、黒潮町の林業が持続性を持った産業としてどのような方向性に向かっていくのか。また、切って搬出するだけではなく、川上から川下までの一貫性のある林業施策の中で、どういった付加価値を付けていくのか。この件につきまして、関係者と協議を行いながら、制度全般の再確認、また精査を行ってまいります。

今後における事業の進捗（しんちやく）につきましては、先ほど川上と申しました現場施業の分野において、先ほどのご質問で答弁を致しました森林管理システム制度を利用した取り組みを、今まで以上にスピード感を持って進めていくことが求められております。具体的には、昨年度よりスタートしました広域組織の幡多地域森づくり推進センターのより積極的な業務活用を図り、町内で取りまとめた山林所有者の意向調査を基に、経営管理権集積計画の策定を進め、今後の現場施業にいち早くつなげるべく、業務の進捗（しんちやく）向上を図ってまいります。

川下の分野につきましては、以前議員よりご質問をいただきました、調査木材の利用活用策の一つとしまして、町産材を使用した住宅建築に関する施主向けの補助金制度となります黒潮町産材利用促進事業費補助金をスタートしており、10月末現在の申請状況は4件、補助金額が387万円となっており、年度末までの竣工予定も含めまして、予算全体の上限に達する予定となっております。

本事業における取り組みの中で、町産木材の積極的な利用から原木生産量の向上につなげていき、また、町内での木の住まいづくりを推進することが、地域の持続的な発展や地元経済の活性化を促進することに結び付くのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

ありがとうございます。

町産材だったら、木材利用に対する補助であったり、4件387万円ですけど、こういった補助があると施主の方も助かるわけで。山の所有者の方も、こういった部分で自分のところの木で家が建ったよとか、町のためにもなっておるといふような思いも持っていただけたらと思います。そういった思いを持っていただけたら町が町の強い力にもなっていくかと思えますんでね、こういったところ、本当に大事やと思います。ぜひ、継続していただきたいと思えます。

それと、川上から川下までっていうふうなことで、すごい広い意味での山の林野政策ですね、の方に取り組んでいただけたらというふうに思いました。ありがとうございました。

これで林野政策の質問は終わりますが、今回の林野政策の質問はですね、少し無理がある質問ばかりであったかもしれません。しかし、何事においても対策であるとか、課題解決であるとかそういったことは大切なことである。これはもう言うまでもないと思えますし、山の再生についてはですね、これからも研究であるとか、

調査であるとか、補助の勉強、補助金の勉強であるとかも含めてですかね、町民のためにすごくなることだと思っておりますので、よろしくお願ひ致しまして、林野政策に対する質問の方を終わります。ありがとうございました。

それでは、続きまして2番目でございますが、これもいつもながらで申し訳ない部分もあるのですが、子育て支援についてでございます。

黒潮町は、他の市町村にはない手厚い支援もしており、このことについては誇りに思っております。しかしながら、少子化問題の解決には抜けない公的支援が必要であり、当町の支援にも物足りなさというものも少し感じるところがあります。早期の対応、対策が必要でないかと思っております。執行部の見解を問うております。

という意味で、カッコ1と致しまして、今年度の待機児童の現状はどのようなものとなっているか、また、把握はできておるのか、という部分についてお聞きしたいと思います。

今年度いいですかこれまでにですね、聞くところによりますと、これまでもですが現在でもですね、一部の保育所で待機されているお子さんがおられるとも聞いております。

教育委員会としても承知はされておると思いますが、この点、答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

それでは、浅野議員の子育て支援について、保育所における今年度の待機児童の状況についてのご質問にお答えします。

厚生労働省により定められている待機児童の定義に当てはめた場合、現在、黒潮町内における待機児童はおりません。しかしながら、これまでも浅野議員からは同様のご質問がされており、その中で、保護者が希望する保育所に入れないでいるのは、ある意味で待機児童ではないかというお話をいただいております。

この点を踏まえ、補足させていただきますと、現在、0歳児クラスに入所を希望している2名の方が、面積基準による受け入れ定員の関係により、希望する保育所に入所できない状況となっております。

ただ、先に申し上げました厚生労働省の定義では、通常の手続きにより自宅から30分未満で登園が可能な保育所がある場合は待機児童としないとされており、2名ともがこれに該当しますので、町内における待機児童はいないということとなります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

いつもながらの答弁で、大変残念でございますが。

今、次長の方が言っていただきましたが、30分以内であれば、これ都会に当てはめたというか、ことでもあろうかと思ったりします。

例えばですね、佐賀の方から、この近くの中央保育所にだったら入れるから来てもいいですよっていうふうな話なんではないかと思っておりますが。なかなか保護者の方はですね、例えばですけど、例えば佐賀の方でお仕事をしておって、朝連れてこられてお仕事へ戻られて、仕事をして、また夕方迎えに来て帰るというふうな、本当何いいますか、苦勞とは思ってないはずなのですが、保護者っていうものは、それにしてもですね、時間的なそのロスというか、も当然ありますよね。そういったことを国であるとか県であるとか基準という部

分がですね、果してこの当町の実情っていうか、この田舎での実情に見合ったものかって思ったときにはですね、ちょっと無理があり過ぎるんじゃないかというふうにならざるを得ないと思ってるがですよ。町としては、町としてというか教育委員会としては、これだけの施設を構えて通ってもらえれば、連れて来てもらえば入所できるというふうにしていますよということやと思いますが、ほんとにこれ、黒潮町としてどうなんだろうと、いつも思う部分があるんですよ。やっぱりね、この本当、僕いつも言ってますけど子どもは宝なですよ、町の宝なですよ。この子たちがいなければ黒潮町が続かないわけで、この子たちを大事に育て、育んでいくことが町の本当一番の使命だと、僕は思っておるわけです。そうでないと町が続いていけないわけですから。そういった意味を含めての質問にもなっておりますが。

何とか打開策というか、ないものかいつも悩んでおる部分であるんですが。いかんせん保育所、ほかの何でもそうかもしれませんが、保育所についてはその定員っていうのがございますね。佐賀、くじら保育所が80名でしたか、だったと思います。入野の方が、中央の方が140名でしたかね。そういった定員というのがあるんです。定員っていうことは、その施設では預かりませんよ、狭過ぎますというか、そういうことで入れないと。そういう意味で、定員を決めておるわけです。

そういったときにですね、また例えばになりますけど佐賀の方で、入れないのであれば、その施設の改修というか、そういった部分もですね考えられるんじゃないかと、自分としては思っております。どうしても1人当たりの面積っていうものは決められておりますんで、そこはですね、曲げることはできない、守らなくてはならない部分でありますんで。

そういった考え、施設であるとか、そういった部分に手を付けるっていうふうな考えはないのでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問の方には、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、このご自宅と保育所、あるいは学校との位置関係によって、保護者が子どもさんを送迎をすることに関して、一方通行で可能な方もいらっしゃるれば、往復しなければならぬという方が当然発生をします。これはもう致し方ないことでありますから、そこはもうご理解いただきたいと思っておりますが、じゃあ、その移動時間の上限をどこに定めるかというのは、先ほど清水が申しましたように30分ということが一つの上限、目安ということになるかと思っております。これは私は、都会であろうと田舎であろうと、ある意味、条件は一緒ではないかというふうに思います。

その上でですね、先ほど申しました本年度2名の方が希望したくても入れない、希望はするんだけど定員枠がいっぱいで入れない。私どもとしましては、他の保育所でありましたら入所できますよ、というふうにご案内を差し上げております。その保育所は、その方の通勤途上にある保育所。しかし、それを選択をされないという方には、その方のまたご事情があるわけでありまして。

ですから、確かにすぐに預けてすぐに迎えに行けるという施設配置、これは理想でありますけれども、そこにはやはり我々にとっての限界もありますし、それからそれぞれの家庭のご事情もございますので、そこは一定、先ほど清水も申しましたように国の基準に沿って対応してまいりたいというふうに思います。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

教育長のいつもながらの答弁、ありがとうございます。

都会も田舎も一緒であるという考え、そういった考えもあろうかとは思いますが。ただ黒潮町ではね、そういった考えはね、やめていただきたいというのがね、私の本心です。

それと、佐賀からこちら中央へというふうなことで先ほど言いましたけど、今でも佐賀からこちら、中央に来られておられる方もおられると思っております。例えば、佐賀から四万十市の方に仕事で通っておられる方であるとか、そういった方は通勤途中に送り届けて仕事に行き、帰り迎えに行き佐賀へ帰るとか、そういった方にはすごい有効というか、な部分もね確かにあるんだと思っております。そういった方にはそういう対応というか、いい対応をしていただくべきだと私も思っております。その点はですね、本当ありがたい点だと思っております。

ただ、入れないことも致し方ないって言われましたかね。致し方ない部分ではあると思う、とかいうことを発言があったと思いますが、それを聞きたくない言葉ですね。その保護者のにしても聞きたくない言葉ではないかと思えます。やっぱりそれかわいい子どもさん、しっかりと預けたい。自宅から保育所に来るっていうことが、それだけ遠ければ遠いほど子どもさんにも負担が掛かってくると思うんですよ。小さければ小さいほど余計、その子どもさんにとっては負担は大きいと思えます。そういったこともですね考えた、加味した上での施策の方をね、ぜひ今後お願いしたいがですよ。

それと、どこまでいったかという、そういったこれ実際にあったことなげですけど、昨年度末ですか4年度末に、現状は保育所も入っておられるようですが、ある保護者の方が入所の申請時期っていうのがあってそれを待ってですね、入所の申請をしたところ、入所ができなかったと。その年度末やったと思えますんで、3月いっぱいくらいですか。やむなくその1か月は、保護者の方が有給であるとかそういった部分を利用してですね、何とかやり過ごしたことがあったようなんですよ。ご存じだとは思っておりますが、こういったことをですね、あるべきことじゃないと自分は思うんですよ。もっともっと大事に育てていていただきたいという思いでのことですが。何か対策ってないでしょうかね、これ待機させない。

そういった妙案、ないでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

最質問にお答えをします。

まず、私が先ほど致し方ないと言ったのは、自宅と施設との中で往復をしたりするようなことが発生することは一定、これはもう仕方ないのでご理解いただきたいと。そういうことを申し上げましたので、そこは訂正をさせていただきたいと思えます。

それから、具体的な事例、入れなかったという事例、多分というお話をさせていただきますけれども、多分、昨年度ですね、当町への保育所入所資格がない他市町村住民の方が、保育申請に来られた事例がありました。ですからまずは、住んでらっしゃる自治体にご相談をくださいというふうに担当は申ししたということですが、そのお住みの自治体で受け入れがしてもらえないので、黒潮町で受け入れしてくれというふうに言われたので、一定手続き。手続きというのはですね、市町村間での契約事項が発生するわけですが、そういうことを経る必要がありますよというご説明をしましたが、それがされないで、当然こちらとしては受け入れができなかったという事態がですね、ちょっと少し記憶を元に私しゃべってますので、細かい部分では表現が違うかもしれませんが、そういう事例がありましたので、それをもしお聞きになって入所できなかった事例があったと言われるとですね、それは、そもそもの制度に基づいて入所申請がされなかったからです、というふうにお答えをせざるを得ない。もし、議員がおっしゃる事例がですね、私が多分この事例じゃないかと

ということと合致をしているということであれば、そういうことでありますが、それ以外に、入所ができないという事例はですね、例えば、申請がちゃんと書類が整っていないとかですね、あるいは、先ほど言いましたようにそもそも入所申請資格がないとかですね、いろんなことですぐには入所できないということは過去にもありましたので、申請があれば全て入所させましたということは言いませんけれども、入所できなかった事例にはですね、そういうことがあったということでもあります。

それから、対策ができないかということでもありますけれども、先ほども言いましたように、一定の移動時間というのは私は、これは仕方ないと思っております。それが30分なのか、20分なのか、15分なのか、というふうに議論をしますと、本当に自宅から数分で預けて数分で迎えに行ける、これほどの理想の施設配置はないわけですが、我々としてはそこまでの対策というのは財源的にも無理でありますから、現在の保育所配置の中で、全体として受け入れを精一杯やっていくと。全体4園の中で、待機児童を出さないと。それが30分という基準の中で対応しておりますので、これ以上の対策をするということについてはですね、しませんとは私は言いません。言いませんけれども、当然財源が伴うことでもありますから、費用対効果等々も含めて、そこはこの場でできますとか、できませんとかということにつきましては、私の方からは答弁を控えさせていただきます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

残念ながら、他市町村の方の事例ではございません。町内の方でしたので、また調べていただければ分かると思います。

それと、一定の移動時間は仕方ないと。子どもさんがつらくても仕方ないというふうに、何か私には聞こえるのですが。

それと、いかんせん何にしてもその財源財源のことに入ってしまうんですが。費用対効果っていうことをですね、この教育であるとか、この保育の部分ではですね、言葉自体をね使っていただきたいっていうのがね、自分の思いです。それを言いますとですね、保育であるとか教育の意味合いがですね、薄れてくるっていうんですか、と思いますんで、そこはちょっとですね、今後も控えていただけたらと思います。

実際にその待機をされた事例もありますんで、そういった点はですね、今後はぜひなくしていただきたい。それが私の思いでございます。そうでないとですね、先ほど申し上げたように黒潮町なくなりますよこれ、ほんとに。それだけの強い思いでですね、全ての子どもさんを受け入れることのできる保育所運営、そういったことをですねぜひお願いしたいと思います。これほんと、大変重要なことやと思いますんで、それと町全体の問題になろうかと思いますが、その点はね、本当、強く強く受け止めていただきたいと思います。

残念ですとしか言いようがないんですが、今後もそういった取り組みの方をよろしくお願い致しまして、カッコ1の方の質問を終わりたいと思います。

続きまして、最後ですがカッコ2と致しまして、保育士不足は、各自治体でも大きな課題となっております。緊急の対策として保育所にかかわる正規職員および非正規職員の処遇改善が急務でないかについて、町の見解を問います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは浅野議員の、保育所にかかわる正規職員および非正規職員の処遇改善の町の見解についてのご質問にお答え致します。

給与等の処遇についてお答えさせていただきます。

まず、正規職員についての給与につきましては、民間準拠を基本とする人事員勧告に基づく国の給与改定に準じ、給与条例等の見直しを行ってきており、民間準拠の給与水準を十分に満たしているものと考えております。

また、非正規職員につきましては、令和2年度からの会計年度任用職員制度導入により、任用等の規定の厳格化をするとともに、正規常勤職員との均衡、傾向を図りながら。

(議場から何事か発言あり)

議長 (中島一郎君)

暫時休憩致します。

休 憩 10時 17分

再 開 10時 17分

議長 (中島一郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、続けてください。

総務課長 (土居雄人君)

続けて回答致します。

それでは、令和2年度からの会計年度任用職員制度導入により、任用等の規定の厳格化をするとともに、正規常勤職員との均衡、権衡を図りながら、給与、報酬、休暇等の処遇改善を併せて行っております。

令和3年度には、会計年度任用職員の保育士確保を目的に、給与表、職種別基準表の保育士の上限公休を引き上げるなど、これまでも処遇改善を実施しているところです。本議会においても、人事員勧告に基づく国の給与改定に準じ、職員および会計年度任用職員の給与改定を盛り込んだ給与条例の一部改正もご提案させていただいております。

今後においても、職員の確保定着となるよう、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

以上です。

議長 (中島一郎君)

浅野修一君。

6番 (浅野修一君)

ひとつ課長、自分の勉強不足で申し訳ないんですが、会計年度任用職員さん、保育士さんの保育所のですけど、保育士免許の分はどうですかね。

議長 (中島一郎君)

総務課長。

総務課長 (土居雄人君)

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

会計年度職員の保育士の資格を保有している職員につきましては、その職務に応じてですね、給与の号給等が一定高く設定されている状況となっております。先ほども答弁させていただきましたが、これは令和3年度には、この資格保有者について一定、号給を引き上げる措置を行っております。

以上です。

失礼しました。少し勘違いしていたところがあります。

資格がある方でなくても、一定この保育の会計年度任用職員としては採用している部分がありますが、いわゆる給与の号給等では差がついている状況でございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

当然、資格を持っておられる方には号給の方の給料、この支給が適切であると思えますので、その点は問題ないと思うんですが、資格持っておられない方の任用職員として保育に携わるってということにも、若干問題はあろうかと思えます。とはいっても、これ保育士不足っていうかこれほどこの市町村でもそうだと思うんですが、大きな問題になっていると思えます。子どもさん入っても保育士さんをおらんかったら保育できんわけで、本当、大きな問題であると思えます。そういった意味でのですね、処遇改善というふうな質問にさしてもらってますが。

何いいますかね、これまでもよく教育長が言っておられましたが、ハローワークの方へも募集の方は掛けておるとか、そういった手だては取っておるというふうな答弁もあったわけですが。それだけではなかなか集まりにくいというか、部分であろうと思えます。どこもハローワークの方に申し込みというか、募集の方掛けておると思えますので。そういった意味においてもですね、やっぱりその他の市町村と比較、この処遇の部分でですね、比較されるところが行き着くところであると思うんですよ。

実際ながですが、今年だと聞いておるんですが、うちの保育所を受けて他の市町を受けて、うちには来ずに他の市町へ入られたというふうなことをね、聞いてます。そういった意味でもですね、やっぱり魅力あるっていう部分では、所得だけを求めてきてるわけではないんですけど、やっぱり収入によって、その魅力を感じるという部分の割合というか、は大きいと思うがですよ。

そういう意味も含めてですね、予算であるとか財源であるとか、そんな言葉にまた行き着くかもしれませんが、他と比較してもですね、やっぱり幾らかでも高いところ。そういった部分をですね、発信、打ち出していないと駄目だと思うんですが。

その点、どのようにお考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは浅野議員のご質問にお答えを致します。

確かに、労働条件の中で賃金というものは重要なものであるというふうに考えております。

しかしながら、先ほど言いましたように、私どもの方の給料等の中でですね、基準の中でしっかりとやらさしていただいております。これはどうしても公務職である以上はしょうがないところもございます。

しかしながら、できる限りの処遇改善ということは私どもも考えておりまして、先ほど総務課長の方が申しあげましたように、号給の方を検討の中で引き上げるという措置も取ってまいりました。なかなか他市町村との賃金の競争ということもなかなか難しいところもございますが、できる限りその法の中で準じた中で、しっかりと精度を上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

時間も少なくなってますんで早めに行きますが。

募集を掛けるときには、やっぱり初任給の方になると思います。初任給の号数も上げるというふうな答弁だったのでしょうか。

確認させてください。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは浅野議員のご質問にお答え致します。

その号給を上げるといいますか、上げております。先ほど言いましたように、令和3年度の段階で、保育士の上限号給等も引き上げるという措置をしてですね、しっかりと経験年数に沿った号給を上げれるというような措置も取りながら、できる限りのそういったところも配慮をさせていただいておるところでございます。

最初に入る段階の号給につきましてもそういうふうに決めておりますので、今上げたということではなくてですね、今後も上げるということではなくて、そこはしっかりとその給与とそれから法律の中でしっかり対応し、できることはしていきたいというふうに考えております。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

ありがとうございます。そういった対応をですね、しっかりやっていただきたいと思います。

初任給の方、新しい新採用の方もそういった考えで対応の方していただけるようなんで、少し安心はしました。

その分は安心した部分ではあるがですけど、今のですね、保育所、本当大変されてます。保育時間はしっかりやっていただいているわけなんですけど、保育後の仕事っていうか、報告ものであったり、さまざまな事務量的ものがあるようです。その結果、残業の方ですね、されておる方が随分多くおるようにお聞きしました。その部分の把握っていうのはできていますでしょうか。

議長（中島一郎君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

事務的な業務の状況ということで、7月から8月にかけて今年度、所長会の方でその事務的作業の状況というものを調査したものがああります。

その中では、今現在、週日案という週ごとの指導計画を作成していただいている、今年からそういったことも始めたということもあり、調査をしたわけですけども、状況としましては、特に月末と月初め、それと週の木曜日と金曜日の事務時間が多く必要となっているということで、各保育所においては現在、その延長保育のシフトから外したり、園児が休んでいる時間ができたときに事務時間に当ててもらおうなど、時間確保の工夫をしているということではありますが、なかなか延長保育のパート職員の確保なども難しく、時間保障が難しいということは聞いております。

また、勤務時間を終えたらすぐに帰りたいということもあり、昼休憩を使って、若干その事務作業を当たっているという職員もいるということは聞いてはおります。

教育委員会としましてですけれども、各保育所長からのそうした情報もありましたので、各保育所長に対して、その元となっている週日案が大きなものもあると思うんですけれども、その週日案作成については、勤務時間内での作成を原則として、勤務時間内で完成できなくてもその部分までで提出をしてもらおうというようなことの対応する、第一義としては勤務時間内での勤務ということを優先するようにということで指示はしている、共通理解を図っているところではあります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

手短にお願いします。

サービス残業ですね、についての把握できてますか。

議長（中島一郎君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

その部分については、細かく状況は把握できておりません。

以上です。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

そこを把握するために、聞き取りなりしていただきたいと思います。

どうもですね、サービス残業は多いようです。何と申しますかね、力関係じゃないですけど、ちょっと委員会の方には言いにくいような雰囲気を感じました。そういった雰囲気では、保育の方にもちょっと支障があるんじゃないかと心配しますんで、その点もぜひよろしく願いまして、聞き取りちゃんとやっていただくようお願いしまして、これで今回の私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（中島一郎君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、10時45分まで休憩します。

休 憩 10時 31分

再 開 10時 45分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

それでは、通告書に基づいて、一般質問を致します。

今回は、2問の質問を通告して、時間も50分の予定をしておりましたが、私の勉強不足があり、質問を1問

取り下げました。今回は1問だけの質問になり、時間を30分にしております。1問だけの質問ですので、少し気の抜けた感じは否めないのですが、答弁をよろしくお願い致します。

それでは、カーボンニュートラルの取り組みについて質問致します。

これから町が始めようとする事業は、今後私たちの暮らしと深く関わっていく事業で、積極的な住民参加なくして成り立たない事業ではないかと思えます。広く住民の方に知っていただくために、宮川住民課長の熱心が伺えますが、浜の宮部落では、ふれあいサロンに来ていただき、事業の大まかな説明をしていただきました。

また、12月2日の令和5年度、黒潮町婦人大会では講師としてお越しくださり、この事業の紹介と、さらに、それを深めた内容を盛り込み、分かりやすいお話をしていただきました。その節はお世話になり、ありがとうございました。

また、婦人大会には、お忙しい中、ご来賓として、町長、議長、教育長のごあいさつをいただき、ありがとうございました。併せて、お礼申し上げます。

本題に入ります。

カッコ1として、地球温暖化は、世界的というか地球規模の問題であって、今まさに待ったなしの課題になっています。

2050年には、温室効果ガスを実質排出ゼロを目標とする宣言に、日本も世界の動きからは遅ればせながらではありますが、取り組みを開始しています。

町としても、カーボンニュートラル宣言をし、この問題に積極的な姿勢を示しています。

今回はその方向からだと思えますが、国の政策を活用した事業に応募をし、採用になったことから、本格的に取り組むことになりました。

まず、住民の方々にも分かりやすいように、この事業の概要をお伺いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問、カーボンニュートラルの取り組みについてのカッコ1、地球温暖化対策での国の政策を活用した事業の概要についてお答えを致します。

議員ご質問のとおり、本年7月に世界の平均気温が観測史上最高レベルの見通しから、国連のグテーレス事務総長が、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したと表現をされたように、世界的な温暖化対策が急務であると考えております。

黒潮町としましても、国の進める対策に沿う形で、2021年6月にゼロカーボンシティを宣言して以降、庁舎や文教施設へPPA事業による太陽光発電設備や蓄電池の設置などを実施してきたほか、昨年度は、黒潮町地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定してまいりました。

この計画策定において、黒潮町の温室効果ガス排出量を調査したところ、CO<sub>2</sub>、つまり二酸化炭素が9割を占めており、残りの1割をフロンやメタン等が占めております。

黒潮町で排出される温室効果ガスの多くを占める二酸化炭素は、事業者やご家庭の電力使用に伴うものが約7割となっており、まずは、化石燃料によって発電された電力の使用を再生可能エネルギーへ転換することが、CO<sub>2</sub>削減につながる効果的な手法であると認識をしております。

そうしたことから、地球温暖化対策実行計画においては、減らす、つくる、吸収するの、大きく3つの方針を定め、それぞれ対策を進める計画となっております。

そうした中、本年4月末に国が2050年カーボンニュートラル実現に向けて実施する脱炭素先行地域に黒潮町が選定をされました。脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めて、そのほかの温室効果ガス排出削減についても、日本全体の2030年度目標と整合する削減を、地域特性に応じて実現するモデル的な地域として、環境省が国内で少なくとも100か所を選定するもので、現在までに74か所が選定をされています。

黒潮町が脱炭素先行地域に採択いただいた提案の概要につきましては、再生可能エネルギーを活用したゼロカーボン防災型まちづくりをタイトルとして、以前に津波防災対策として実施をした個別津波避難カルテを作成した経験、ノウハウを生かし、脱炭素カルテを全世帯で作成をし、ご家庭に合った省エネ、再エネ設備の導入を促進するとともに、災害時、要介護者が避難後に即時的、継続的にエネルギー利用が可能となる体制を確保するため、公共施設や福祉施設に太陽光発電、蓄電池などを導入するとともに、町全域を脱炭素化していく計画となっております。

当面の事業の流れとしましては、先ほどご説明致しました脱炭素カルテ作成のため、各ご家庭への訪問を実施するとともに、町も出資をする地域新電力会社を設立をし、まずは、公共施設を中心とした太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入を進めていく予定です。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

私は会社の運営方法とか、そういうことがもう少しあるのかなと思っておりましたが、ずっといろんなことを質問してますので、その中でまた答弁を入れていただきたいと思います。

カッコ2に入ります。

ちょうど今、11月末からですがアラブ首長国連邦で、ドバイですけど、国連気候変動枠組み条約会議、第28回締約国会議、いわゆるCOP28と言いますが、COP28が開催されています。

ここでの新聞報道によりますと、参加国から、増え続ける温室効果ガスの削減への取り組みの弱さに警告が相次いで発信されています。

COP21のパリ協定で、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べ1.5度に抑えることが採択されていますが、グテーレス国連事務総長は、現状のままでは目標は達成できないと、各国への対応の強化を訴えたと報道されています。

国内に目を移しますと、気候危機は極めて深刻な状況にあり、科学者が予測した以上のスピードで気候危機が進んでいると、専門家が警鐘を鳴らしております。私たち住民としても、毎年のように、集中豪雨や台風などの被害が全国的に発生しているこんにちでは、地球温暖化への危機意識が高まっていると感じます。

温室効果ガス削減への取り組みが重要ですが、経済活動と連動するため、口で言うほど簡単ではないかと思えます。でも、地方自治体も参加してこそ意味があるのではないかなと思っています。

そのような状況を考えれば大事な事業だと思いますし、黒潮町が採用になったということは大変朗報だと思ってますが、国のこの事業に応募するにはそれなりのハードルもあるでしょうし、熟慮の上での応募ではないかと思うのですが、応募しようとした動機は、先ほどの概要の中でも少し触れたとは思いますが、再度ですね、応募しようとした動機は何でしょうか。

お伺いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問カッコ2、国に応募した動機についてお答えを致します。

カーボンニュートラルの取り組みは世界的な対策であるとともに、町の地域課題を解決する手法の一つであると捉えております。

現状、町の最上位の計画である黒潮町総合戦略、創生基本計画の基本的な考え方において、人口減少と地域経済縮小の克服、まち、ひと、しごとの創生と好循環の確立、黒潮町の将来を担う人づくり、津波高が日本一厳しい町の地域力などが示されております。

再生可能エネルギーの導入を主としたカーボンニュートラルの取り組みを進めることにより、町外へ流出していたエネルギー経費の地域内循環による地域経済活性化や、災害時の安定的なエネルギー供給によるレジリエンス向上、また、地域新電力会社を通じてエネルギー供給を行うことにより、住民、町内事業者に裨益（ひえき）するものとして、まち、ひと、しごとの創生と好循環の確立につながるなど、総合戦略における課題解決の手法の一つと考えております。

そのような中、カーボンニュートラルを進めていくため、数ある国の補助の中で最も有利だと考える脱炭素先行地域に提案書を提案をし、採択をいただいたという状況でございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

町内の、町の総合戦略とかそういう大きな柱がありますが、それに基づいて申し込みをしたと、応募したというような大まかな説明だったと、答弁だったと思うんですが。

私はもう一步踏み込んでですね、これはカーボンニュートラル宣言をしてるわけですから、今の脱炭素に向けて町内も積極的に取り組まなきゃいけないという動機がその裏にあるんだなと思ったんですけど、その点はどうか。ありますか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

議員ご質問のとおり、町全体でとにかく取り組む必要がある課題であります。もっと言うと、地球規模の問題でありますので、行政だけで進められるものではないです。

そんな中で、環境省がこれは先行地域の採択をするんですが、脱炭素と地域課題の解決を同時実現する提案について、これまで74か所が採択をされておまして、地域課題の解決と脱炭素を同時に進めていく提案ということで、評価をいただけたものと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

地域課題の解決ってということと脱炭素、両方を合わせてということで、評価をいただいたと言いましたけど。評価いただいたの分かるんですが、脱炭素に向けて私はすごくいい事業だと思うんですけど、それをもっと

積極的に取ろうとしたのかなど。町としてはですね、受け身じゃなくて、本当にそれに向かっていこうと思う動機があったのかなと思ったんですけど、そういうことはないんですかね。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

取り組みを進めていく中で、やはり費用というものも当然かかりますので、そういった意味で、今回有利な交付金事業であることが確認されておりますので、ハードルは高かったんですが、町でいろいろ考えて提案をして、二酸化炭素を減らすと同時に、先ほどのレジリエンスの向上ですとか、そういったことにもつながる取り組みですという提案をさせていただきました。

どのみち世界規模で取り組む内容ではあるので、どうせならばというか、国が支援を受けながら進める方が進めやすいということから、応募をしたという経緯でございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

それでは3番、カッコ3にいけます。

再生可能エネルギーについては相当前から提唱されていましたが、今では太陽光発電も珍しいことではなくなりました。これ世の中のことですね。

これ、こういう世の中になりますと、大手の会社も目をつけて、メガソーラー発電とか風力発電の会社設立の話が、幡多地域でも何か所か出てきております。

四万十市では、四万十川沿岸へのメガソーラー発電設置の話が浮上した折に、住民の反対運動があり、最終的に、四万十川の環境を守ることや災害時への対応などもあって住民側の意見が通って、その計画は頓挫しております。

四万十町と四万十市の境界の山では、風力発電設置の話が持ち上がりましたが、これも環境保全等の住民の反対があって、計画は進んでおりません。

土佐清水市では、今ノ山に風力発電を造る話が出ておまして、今、住民の反対運動が起きております。これ、現在進行形です。

地球温暖化対策には、省エネを徹底し、再生可能エネルギーの活用が大きな要になると考えますが、再生可能エネルギーのためとしても自然環境に悪影響を与えたり、環境負荷の大きなメガソーラーなどへの、住民からの拒否反応があります。

今回の町が進めようとしている事業と、このような会社との違いはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問カッコ3、メガソーラー発電や風力発電など、住民の理解を得られない内容があったが違いは、についてお答えを致します。

国の施策として、日本各地で再生可能エネルギーの導入が進む中、大規模な発電設備導入などが、地域住民の理解を経られないケースがあることは承知をしております。

原因としましては、大規模な自然破壊や、外部の資本が投資目的に事業実施をすることなどから、理解を得られないケースがあるものと捉えております。

黒潮町が進めるカーボンニュートラルの取り組みにおける地域新電力会社においては、まずは、公共施設を中心に屋根やカーポートなどに設備を導入し、今後の計画につきましても、例えば、残土処理場ですとか遊休農地等の活用をしながら、既存のスペースを活用する予定で、大規模な自然破壊を推し進めるものではありません。

また、町が出資をする会社でもあり、投資目的ではなく、住民の皆さまや事業者が使う必要なエネルギーを生み出すものであり、エネルギーの地産地消を目指すことで地域に裨益するものとして、導入を進めていきたいと考えております。

これらについては、脱炭素カルテ作成のための個別訪問時に、住民の皆さまにご理解いただけるよう、直接コミュニケーションを図っていくことで理解を得られるものだと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

町が進めようとしているのは、大規模な自然破壊じゃなくて、今のある地域を使ってですね、進めていくと。それから投資目的でもないということで、大事なところは今課長から説明があったんですけど。

エネルギーの地産地消ということですよ、これが私は今回、この事業の一番大きな大事なことだと思って、そういうところが動機の中で説明が、答弁があるのかなと思ってたんですが。

エネルギーの地産地消というのは具体的にね、どのようにしたらなっていくのか、少し分かりづらいと思うんですが、それを答弁願えますか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

エネルギーの地産地消をご説明しますと、食べ物なんかも同じなんですけれども、地域のものを消費して、作ったものを消費すると。地域で作ったエネルギーを地域で使っていくというのが、地産地消の考え方だと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

それは、エネルギーの地産地消の意味ですよ。

町内では地産地消の意味をですね、内容をですね、どう具体化していくんでしょうか。

この3番で聞くことではないかもしれませんが、ずっと連動した質問していきますので、ここで深めていきたいと思うんですが。実際、町内で地産地消のエネルギーをやっていくというのが本当に一番のCO2削減にはね、大事なことだと思うんです。

投資目的ではもちろんなくて、町内にそれが還元されていくということだと思うんですけど、もう少しその点を、どういうふうに地産地消になっていくのか。

説明をお願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

今、電気というものは作ることができます。太陽光発電が最たるものですが、また、作った電気というものを、蓄電池等で貯めることもできます。また、その電気を、例えばですが、電気自動車で運ぶことも、今はできるようになってます。そうすることで、遠くで発電された電気を使うよりは、地域、地元でそういった再生可能エネルギーで発電した電気、こういったものを地域の皆さんに使っていただくということが、結果的にはCO2の削減はもとより、安定したエネルギーを使えるということになると思います。

先ほど答弁で少しお話ししましたが、化石燃料由来のものであると、やはり輸入等の問題が出てきて、それが電力料金にも反映されてここまでできております。再生可能エネルギーの場合は、いわゆる燃料というものがないので自然のエネルギーを使うということで、燃料と言われる概念がございません。

そういうこともあって、安定したエネルギー経費で進められるというところがメリットではあると思います。

ただ、やはり脱炭素だけではいけないというのはまさにそうで、脱炭素のために大規模に太陽光パネルを設置して、結果的に初期投資が多くなって、それが電力料金を跳ね上げてしまうと本末転倒ですので、脱炭素をしながら、地域の皆さまに安定して、なるべく安価なエネルギーを供給したいということが、今回のこの地域新電力会社の目的です。

そういったことをなかなか細かくご説明する機会というのも少ないですので、先ほど少しご説明した脱炭素カルテの訪問の中で、そういったお話をご家庭ご家庭とさせていただきながら、理解をしていただいで進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

電気のエネルギー、電気ですよ。電気っていうのは今、全家庭でももちろん使ってますし、なかったらどうにも生活がならない大変重要なエネルギー資源で、私たちの生活の中にはもう隅から隅まで電気が生きてます。

それを地産地消っていうことは、黒潮町でその電気の量を、発電量ですね。それを作って、各家庭に配られるぐらいの量になるのか。どうかちょっとそのへんを、まだまだ住民の方にとっては不安だと思うんですが、そういうことができるのかどうかですよ。

太陽光パネルを各家に、家庭みんなに置くっていてもなかなか置けませんのでね。全部の家庭が。それらが実際、どこまで可能なのか。本当に町内の電力を賄えるような方向をどういうふうに進めていこうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

再生可能エネルギーの導入というのは、当然土地も要りますし、費用も要ります。いきなり全ての、町内全域の電力を作ることは不可能です。そういうこともありますので、まずは公共施設を中心には進めていきます。

一つ例を言いますと、この黒潮町という地域性を考えていきますと、再生可能エネルギーのポテンシャル、導入の可能性というのが統計資料でありまして、それでいきますと、黒潮町の場合は太陽光と風力が可能性のある再エネだと言われております。これも統計資料ではあるんですが、そのポテンシャルが、町内で消費されてるエネルギーの4倍程度をつくれる可能性がある地域だと言われております。

そうすることも考慮しまして、可能性のある地域ですので、再生可能エネルギーを順次作った分を、消費していただく形になるんじゃないかと思えます。いきなりメガソーラーをどんと立ててって話ではなくて、需要に合わせて供給量を決めていくという流れになってくると思えます。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

カッコ3で聞く内容じゃなかったんですけども、いきなりね、町内の電気を全部するわけじゃないということで、それは納得いきました。

まずは公共施設からということなので、カッコ3で言ってるほかの、メガソーラーを作ってやるということとは少し違いますよ。まず、町内の公共施設から外へ出さないで自分とこのエネルギーで賄っていくと、そういうことですね。

次のカッコ4にいきますね。

この事業は、100億円からの事業だとお聞きしました。

町の持ち出しもあると思うんですが、幾らぐらいでしょうか。

町民としては、税金をつぎ込んで事業をするということは、趣旨としては大変いい内容なんですけど、町としての損失の心配はないんでしょうか。

それが大きな町民としては懸念材料となるんですが、この点の答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問カッコ4、大きなお金がつけ込まれるが、町としては損失の心配はないかについてお答えを致します。

脱炭素先行地域事業について、国の有利な交付金である地域脱移行再エネ推進交付金を活用して進めていく予定になっておりまして、この交付金は、脱炭素先行地域に採択された地方自治体の計画に応じて交付をされるものです。この先行者利益とも言える有利な交付金を活用して、取り組みを進めることになっております。

事業の実施につきましては、その大部分を地域新電力会社が担っていただくこととなり、先ほどご説明致しました交付金を、脱炭素推進事業補助金として支出をします。

地域新電力会社は、この補助金を活用、また、金融機関等から融資を受け、その後、年次的に償還をしていく計画になっております。

地域新電力会社の経営につきましては、脱炭素先行地域の共同提案者である民間事業者や金融機関、その他団体の知見により、継続性のある事業内容として進めていくものと考えており、採択となった提案書にも事業継続性について記載をしております。環境省の脱炭素先行地域評価委員会においても、実効性のある内容として評価をいただいたものと捉えております。

以上のことから、町としての事業実施に係る予算支出につきましては、国の交付金を充当するものが大部分

ではございますが、例えば、公共施設の断熱改修や公用車の電動化などにつきましては、設備投資として一般財源を伴う事業もございますので、費用対効果を精査しながら適切に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

通告書にはですね、大きなお金がつき込まれるが、町としての損失の心配はないかということなんですけど、そういうことはなかったんですけども、概要は説明あったんですが、その点はもう分かりやすく、住民の人はそこが一番心配なんですよね。

町としては幾らぐらいの持ち出しですかって聞いたけど、それは言い出しにくいんだったら構いませんが、大体のところ分かればお願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

先ほど少しはご説明したんですが、国の有利な交付金というものが、基本交付金として3分の2が交付されることになっております。この国からの交付金そのまま、地域新電力会社の方に補助金として支出をする形になります。この時点では、町の一般財源は活用しないことになります。

残りの交付金、3分の2を受けた地域新電力会社としては、その3分の2を活用。もっと言うと、残りの3分の1につきましては、当然融資等も必要にはなってきます。

ただし、通常の公共工事とは違って、初期投資したものを、結局は発電設備を造ることになりますので、その後は、その電気を買っていただくということで、収入が発生します。3分の2を活用してイニシャルコストを抑えて、残りの部分について、年次的に売電収入という形ですね、電気の使用量ですね。そういった形で回収をしていくというのが、基本的な流れにはなります。

なので、この交付金は基本的には町の方が交付金を受けて、それをそのまま新電力会社の方に補助をするという形ですので、基本的には、町の一般財源の支出はありません。

ただし、先ほど答弁させていただいたように一部の、例えば公共施設の断熱改修などについては当然、町の設備投資の意味合いもありますので、その部分については一般財源からの支出ということが考えられると思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

分かりました、分かりましたっていうより、最初からね損失がありますとかそういうことはもちろんないわけですし、この事業の成功に向けて、今のようなたてりてやっていくということですよ。分かりました。

じゃあ、次のカッコ5番にいきますね。

地球温暖化を考えますと、2050年までにCO2排出ゼロにしないとイケません。

そのために、まず2030年までの目標が大事です。

これらに向かったの取り組みは避けられないのですが、町が応募したこの事業による町民にとっての経済的

な利点なり目の前の利点があるのですしたら、どのようなことが考えられるでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問カッコ5、町民にとっての利点はどのようなことかについてお答えを致します。

先ほど答弁させていただいたとおり、カーボンニュートラルの取り組みは、黒潮町の地域課題を解決するための手法の一つであり、地域に裨益するものだと考えております。

目に見える利点の具体例としましては、再生可能エネルギーは燃料費が掛からない、太陽光も風力もそうなのですが、燃料費が掛からないため、高騰する化石燃料の国際的な影響を受けません。そのため、金額的に安定したエネルギー供給が可能であると考えております。

昨年度に策定を致しました黒潮町地球温暖化対策実行計画区域施策編の中でもありますように、住民の皆さまに我慢を強いるわけではなく、エネルギーを上手に賢く利用することで、快適、かつ地球環境にも優しい、そして住民の皆さまにとっても、多面的に利益があるものだと捉えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

浜の宮のふれあいサロンでですね、その耕作放棄地のことが、質問が住民から出ましたけども、耕作放棄地にですね、太陽光発電用のパネルを設置して、そこでの電気代も、もし電気も購入してくれるんだったら、これも町民に大きな利点じゃないかなと思うんですが。

そこでの発言は、その自分とこの耕作放棄地を使って、その借地料といますか、そういうものができるんだらうかっていう発言だったと思うんですけど。両方ありますが、自分とここで設置してその電気を買ってもらうとかいうの、地域経済の貢献にもそれはなりますよね。

これらは今後、可能性はありますでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

先ほど大規模な自然破壊を伴うものではないというお答えをさせていただいたとおり、既存のスペース、土地を有効活用するべきだと考えております。

その中の選択肢の一つとしては、耕作放棄地等も当然、可能性はあると思います。

一方、農地である以上は、農地法の規制がございますので、そのへんは法的な基準をクリアする必要があると思います。

一方で、農地に太陽光パネルを乗せる手法の一つとして、ソーラーシェアリングという方法がございます。これは、農地などに支柱等を立てて農地の上部に太陽光パネルを載せるんですが、その乗せたパネルで日射量の調整などをしながら営農も行うということで、太陽というものを農業と、それから発電で共有する、シェアするという意味で、シェアリングという言い方をしますが。そうすることで、上部の有効活用でパネルを置いて発電をしながら、農業経営をサポートする仕組みということで、手法としてはそういったやり方もございますので、いろんな選択肢も考慮しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

住民への利点としての一つとして、今、ソーラーシェアリングというお話がありました。

これは婦人大会でも課長が説明してくれましたけども。エネルギーの地産地消というのは、食料の地産地消とも連携してると思います。

ですからこの、今日本の食料自給率っていうのは現在 40 パーセントに届きませんが、地方の基幹産業は一次産業ですので、農林漁業ですよ。この事業で、農業への貢献、農作物の生産量を下げないで太陽光発電による収入を得ることができるならば、まさに私は地域経済に明るい光が差してくると思います。

そういう意味で、ソーラーシェアリングが今まで、もちろんここでやってるところがあるかどうか分かりませんが、あんまり聞きませんが、こういうことは可能だったらいいと思うんですが。

そういう方向っていうのはこれから強くなっていきますか、大きくプッシュして進めていくことを考えておるんでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

シェアリングにつきましては、やはり上部にパネルを置く以上は日射量の制限を受けることになりますので、下で耕作できる作物というものはある程度限定をされてしまいます。ただ、そうした作物が見つければいいですか、営農できる作物があれば、十分に進めることは可能だと考えております。

また、農地以外の遊休地につきましては、議員ご質問のとおり有効活用という観点で、全ての屋根に太陽光パネルを置くわけではございませんので、オフサイトという言い方になると思いますが、そうした別の場所で発電したものを使っていくという手法がございますので。

繰り返しの答弁になりますけれども、あらゆる選択肢というものを排除せずに、取り入れられそうな部分については推して進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

エネルギーの地産地消というのはほんと理想ですし、もうここに行き着かなきゃならないなと思ってます。

そういう意味で、課長があらゆる選択肢を排除しないというのも、だからソーラーシェアリングもその一つであるということだと思うんですが。ぜひですね、それも今後活用できたらなと思います。

カッコ6番にいきます。

10月からこの事業に関係した職員による戸別訪問を始めたということですが、先ほども少しありましたが、具体的な内容はどのようなことをやってるんでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問カッパ6、個別訪問の具体的な内容は、についてお答えを致します。

現在、脱炭素先行地域の取り組みの一つである脱炭素カルテ作成のため、各地区の訪問を順次開始しております。

この個別訪問は1度の訪問で完了するものではないと考えておまして、今後も継続的に訪問をして、コミュニケーションを図ることによって、環境意識の向上や疑問解決、補助や支援のご案内など、カーボンニュートラルを進めていく上での総合的なソフト事業であると捉えております。

住民の皆さまのカーボンニュートラルの知識や意識はさまざまであると考えておりますので、まずは現状把握を目的に、アンケート形式での聞き取りなどで訪問を実施しております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

今の説明ですと、まず最初はカルテを作成するということですね。だから1度の訪問だけじゃなくて、コミュニケーションを図りながら、何度か訪問するというふうに取りました。

実際回ってきたところでは、留守だったからカルテを置いていったという所もあるんですけど、一度の訪問でなければ、その実状をまずアンケートの中で取って行って、広めていくことだと思うんですが。

私はですね、実際に個別訪問に来た人がもっと、詳しく入ってくるのかなと思ってたんです。何でかって言ったら、この事業を住民の方に理解してもらわなきゃならないわけですよね。まず知ってもらって、その上で理解してもらって、さらに協力してもらおうといひますか。もっと言えば、参加してもらおうといひますか、そこまで、最終的にはいかなきゃならないと思うんですけど。そういうことを担っていくのかなと思ったんです。個別訪問する方が。

そして、住民がそういうことで理解をどこまで、個人差はありますが、そうして町全体の取り組みとしていけばですね、個別訪問が本当すごく意味があると思うんですね。

個別訪問がどこまで入り込むかわかりませんが、一つ懸念があるのは、それなりに家庭の状況等もやっていくうちな分かってくると思うんですが、個人情報の取り扱いというのはどういうふうになるのでしょうか。

まず、これをお聞きします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明）

再質問にお答え致します。

現状はアンケート形式という形で進めておりますが、繰り返しの訪問をすることによって、より具体のお話をさせていただくことになるかと思ひます。そうすることもあつて、それぞれ意識の違いとか関心度の違い等ありますので、ご家庭によっては、アプローチの仕方というのはそれぞれになってくると思ひます。

そうするときにはやっぱり気を付けていかないのは個人情報の方ということは当然でございます、そこは当然町として、しっかりと保護して進めてはいきます。

具体で言ひますと、現状はアンケートをさせていただいておるんですが、今後の予定としましては、じゃあご家庭でどういった電気の使用なのかというのを、現状把握をしていきたいと考えておまして、そうすることによって、例えばですけども、この部分についてはこうした、例えば省エネのやり方があつて、これを実践すると確実に電気料金というのは下がりますよとか、そういった省エネの啓発にもなる取り組みだと思ひ

てます。このカルテの取り組みというのが。

そうすることから始めまして、それぞれの意識、レベルに応じてアプローチの仕方といいますか。すぐにこう、ものすごく詳しい方で、とにかくいろんな設備を導入したいという方がいらっしゃれば、今後の話にはなるんですが、いろんな補助メニュー等の制度設計も必要です。そもそも温暖化は聞いたことあるけど全然と中身が分からないっていう方もいらっしゃるので、そういう方であれば、今こうしてお話してるような話をまずすることから始めべきだと考えておりますので、何回というふうには決めておりませんが、とにかく繰り返し訪問をさせていただいて、訪問員との顔見知りといいますか、そういう状態になって、さらに詳しいお話もさせていただきながら、どうすればそのご家庭のCO2の排出ができるのか、というものを一緒に考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

これは何回も訪問していく、全町にですね、一軒一軒。いつまでに終わるのかなというのが一つ、後で答弁をお願いしますけども。

今お聞きしますと、かなり家庭の中に入っていきます。個人情報のことは、取り扱いはきちっとするという言葉ですが、その個人情報を守ってもらうのも必要ですが、訪問した相手によってはですね、訪問員さんにかなりの知識も必要なことが要求されますよね。

専門家とまではもちろんいきませんが、訪問員さんがそれなりの勉強といいますか、教育をした上での訪問になるのかなと思うんですが、その個人情報も含めてですよ。

そういうことはしてるんでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

当然、事前のレクといいますか、勉強もさせていただいております。

また、専門的な、例えば省エネの知識というのは相当専門性がある部分でございますので、そういった方の、例えば、講演ですとか資料等も頂きながら、とにかく何を聞かれてもすぐお答えできるようには努めておりますが、その場でお答えできない部分が当然ございますので、そういったご質問等いただいた場合は、持ち帰って協議をした上で、次の訪問の際に解決をしていきながらということもありますので、やはり繰り返しの訪問をさせていただく必要があると考えております。

いろんな情報等も取りながら、省エネについてはそういった専用の、例えばご家庭の電力使用を入れて、例えばこの家電を買い替えるとどれぐらい削減になるのかっていうのがすぐ計算できるページなんかもありますので、そういった既存のものを活用しながら、とにかく住民の皆さまに見える形でお示しできるように、それなりに知識をつけながら、いろんなツールを活用しながら、訪問を展開してしていきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

今の話は分かりましたが、訪問員さんは、いつまでにこれを終了する予定ですか。

やっぱり全体を把握する。また、分かってもら。そういうことを考えると、かなり私は時間はかかるのかなとも思ったんですが、何人の方がいつまでで終了する予定ですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

質問にお答えを致します。

もともと国の事業に提案をする際のスケジュールとしましては、大体半年、一巡するのに半年程度はかかるんじゃないかという見込みでした。

で、10月以降、訪問員が各ご家庭を訪問させていただいておりますが、12月6日時点で言いますと、訪問総件数としては1,675件訪問をさせていただいております。当然不在のご家庭もあるんですが、訪問としては1,675件訪問させていただいております。やはり、半年程度は一巡するのにかかるんじゃないかと考えております。

そして、いつまでかというご質問ですが。これは先ほどもあったように、徐々に意識のレベルっていうのも上がってくるでしょうし、それに応じていろんな支援のご説明をする必要があるので、交付金、5年間の交付金事業ですが、基本的にはその期間は訪問活動を続けていきたいと考えております。

もちろんその部分については、先ほど答弁させていただきました国の交付金を充当する予定になっております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

かなり住民の方に寄り添って、丁寧なやり方だなとお聞きしました。

大体半年をやってみて、それから状況に応じて深く突っ込んでいくところ、分からないところをまたお話ししているということだったんですが。

先ほどのソーラーシェアリングの取り組みですけども、農家の方がこれは主だと思うんですが、それらに関係ありそうな人へ訪問したときですね、訪問員はそれなりに、こういうことを説明できるよう、そして仕事として位置付けられているのでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

現在雇用して、訪問していただいている訪問員については、当然、町の計画内容というのは全て把握しておりますので、そういったご質問があれば、その部分に特化した説明をさせていただくことができるようにはなっております。

ただし、やはり専門的な部分でもございますので、いったん持ち帰るということは当然発生しますが、次回訪問時等になるべく時間を空けずにご回答しながら、進めていきたいと考えております。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

安心しました。

カッコ7番にいきます。

地球温暖化対策としては、省エネを身近なところから実施することだと思います。まずは、公共施設等の断熱対策は必要だと思いますが、どうでしょうか。

また、小中学校の断熱も大事な点だと思いますが、どうでしょうか。

まず、この2点を伺った後に、ここ7番で書いてあるんですけども、個人住宅での断熱対策に補助制度があるかということは切り離して質問しますので、まず最初にですね、公共施設と小中学校の断熱対策はどうなんでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問、公共施設の断熱対策はどうかについてお答え致します。

議員ご質問のとおり、公共施設等の断熱対策につきましては、施設で使うエネルギーを省力化できるため、有効なものであると考えております。

脱炭素先行地域事業の計画においても、いくつかの公共施設や福祉施設において、断熱改修や設備改修によるエネルギー省力化と併せて、再生可能エネルギーを導入する、いわゆる ZEB 改修というものを、いくつか予定しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

岡本教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

小中学校の断熱についてお答えをさせていただきます。

現在、設置しております小中学校の断熱につきましては、一般的な設計書を見ますと一般的な断熱の対策をしておりますけれども、ZEB に対応したような特別な断熱の対策はしておりません。

今後におきましては、使用に必要なエネルギーと、それと、断熱した方が良いのかどうなのかというようなことをしっかり精査をしながら、進めていくものだというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

現状の答弁ですから、こういうことになるのかなと思って答弁をお聞きしてたんですけど。

公共施設を断熱する、それから福祉施設も断熱する。含めて避難所ですね、そういうところまで断熱していくっていうことは、今後、町が CO2 を本当に削減していく、例えば CO2 削減の先進地域になっていきますよね。こういう事業、国が取ったっていうことは、それだけモデル的なものですから。それを考えて、その先先を考えていったら、まずは公共施設から、できるところから断熱をしていかなきゃならない。

この庁舎は新しいですからもうできてると思いますが、そういう方向を持つてると思うんです。今後新しいできるところ、または改修することか。持ってないといけないと思うし、長いスパンで考えていくものだと思います。

うんです。

そういう方向ではありますかっていう、再質問です。

小中学校は後にしまして、まずそれをお聞きします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

今後新たに建築される公共施設については、当然こういったものが考慮された、断熱性の高い建物が基準としてなっていくと思います。唯一、心配事というか課題の一つが、既築ですね。すでに建築されてるものの断熱改修をどう高めるかというところがございます。

改修というとやはり、大きな経費が掛かりますが、ただ、一つの事例を言いますと、東京の葛飾区という所がございます、ものすごく学校断熱に力を入れてる地域です。学校全てをやるのではなくて、まずは一つの教室を断熱改修をしてみるという試みを、いくつかの学校でされてるようです。

それで、断熱改修と言いましてもあまり複雑なものではなくて、サッシを二重のものに変えとか、断熱材グラスウールを足すとか、天井の部分に断熱材を入れるとか、そういった手法としては限られた項目になってきます。それを一つの教室やってみて、その体感をしていただくということをやられてるようです。

この取り組みについては情報共有等もさせていただきながら、取り入れられる部分については入れるべきかなとも思っていて、一つ、その断熱改修をした教室で実際に授業を受けてみて、どうだったかというアンケートも頂いております。

その意見の中には、すぐに部屋が暖まりやすくなったとか、一度エアコンをつけると快適な温度がずっと続いた、もちろん断熱性高めるとそういう効果があるんですが、そうすることで、授業にも集中できるようになったという生徒さんのアンケート等もあったりするので。

とはいえ、その効果というものを当然確認する必要があるまして、どれぐらいエネルギー経費が削減できたのか、投資した費用に対してですね。そうした費用対効果というのは当然考える必要はありますが、CO2削減と同時に先ほどの快適性の部分というのは、効果としては当然ありますので、そういった部分もいろんな事例等も取り寄せながら、取り入れられる部分についてはやっていきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

今の学校の例が出ましたけども、やっぱり小中学校も一遍にやるっていうのはなかなかできないと思うんですけども、そういう方向性を持って、できることをやっていくっていう考えも必要だと思うんですが。

そういうお考え、今後のことについてね、そういうお考えはあるのでしょうか。

どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

小中学校の対応について、私の方からお答えさせてもらいたいと思います。

昨日、矢野依伸議員から学校の適正化のお話があった際に、大方中学校の少し保護者と協議をしましたとい

うお話をしました。再質問があればお答えしたいなと思って用意していたことが、この脱炭素のことと少し関連がございますので、あくまでも現時点での私の個人的な考えということでお聞きをしてもらったらいと思いますけれども。

特にですね、我々はこれまで小中学校の校舎については、令和2年に長寿命化計画というものを策定をして、既存の施設を改修をしつつできるだけ長く使っていくと。これを基本として計画を立てて、今、その計画に基づいて維持管理をしているということでございますけれども、その長寿命化計画を策定後にですね、この脱炭素、ゼロカーボンの考え方が私は出てきたというふうに思っています。

ということはですね、やはりこの国が進める脱炭素という大きな流れに乗って、例えば施設を対応した方が、今後の維持管理費が場合によっては抑えられるのではないかとかですね、そういうことも当然考えられますので、その長寿命化計画策定後に出てきたこういう流れとして、当町はそういう方向に大きく舵を切っているということでもありますから、そういうことを考えた場合、特にですね、大方中学校の校舎が、これはもう50年を超えております。で、本年度もコンクリートの爆裂によって物が落ちてくるのが予想されるので、その対策について予算計上させてもらっているということでもありますけれども、今後もそういうものが非常に続く可能性があります。ということ考えた場合、この際、このZEBのような考え方で施設形態に更新する方が、場合によってはさまざまな面で、当町にとってはメリットが高いということも考えられるということでもあります。

ただしその際ですね、大方中学校の校舎だけを考えるんじゃなくて、これからますます少子化になった場合に、例えば大方地区の小中学校については、例えば一体的にそのZEBのような新しい校舎にするということも一つの案ではないかということについて保護者と意見交換をしたということでもありますので。

今後は、そういう学校の希望の改修のことも含めて、脱炭素に向けた対応していくのは、当然我々考えていかなくはいけないと思いますが、従来の断熱の思想とZEBの思想とは僕は若干違うと思っていますので、これまでの断熱の方法を既存の施設に適用すれば、脱炭素に向けて大きく進むというふうな、個人的には思っておりませんが、先ほど住民課長が申しました学校でのそういう取り組みというのはですね、全教室できなくても、そういうことを通じて子どもたちがSDGsのこととか環境のことを考える意味では、教育効果は十分高いと思いますので、これは学校長の判断にもなりますけれども、例えば一つの教室をそういうふうにみんなで改修してみようかねということについてはですね、私は学校から希望があれば、ぜひ積極的に取り組みができるように、対応を考えたいと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

積極的な取り組みに見えました。

ぜひですね、全体を考えたら、今後はもうそういう方向になっていくと思うんですね。

やり方は今教育長言われたように、また住民課長も言われたように、やり方はいろいろありますし、断熱材もどんどん変わってはきますので、町全体のぜひですね、公共施設から、そして小中学校から進めていってほしいと思います。

じゃあ、その7番の2点目ですけど、個人住宅のことですね。個人住宅の暖房、冷房等のエネルギーの使用量というのは、窓への対応とか、学校など公共施設も一緒ですけど、断熱材の使用によって大きな違いが出てきます。

私は札幌に30年あまり住んでおりましたが、北国の家屋っていうのは、断熱対策は格段のものが当時ですよ、

ありました。50年前に札幌に行ったときですけども、そのときは、そのころはですね、各家の窓は全部二重窓でして、それが珍しくて、外国へ来たみたいだというふうに思ったものです。冬になるとですね、そのサッシの窓全部にビニールを張って、ガムテープでとめて、すき間風を防ぐという、そういう対策をしたものです。

今ではペアガラスもできて、断熱材もいいものに改良されていると思いますが、家屋の断熱対策をするというのは、するとしないのとしないとでは省エネには大きな差が出てきます。

それらへの補助はあるでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

個人住宅等への断熱改修の補助事業でございますが、現時点では、補助メニューとしてはありません。

ただ、今後につきましては、やはり効果というものが高い確認できておりますので、活用できる交付金、であればそういったものを活用して、補助メニューというものは当然、検討していく必要があると考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

何でも補助補助って言うんじゃないで個人の家ですけども、町全体がSDGsっていいですか、それに取り組んでいく。町全体もそうですが言ったらもう日本全国、世界がそういうことに取り組んでいかない限り、脱炭素にならないわけですよ。そういう意味の一步だと、私は思ってます。

それやるのには、本当補助があればやりやすいということで、昨日の町長の答弁でですね、財源の確保っていうのは、企画力と情報収集力だと言いました。で、今後、県もそういう方向を持ってくるかもしれないし、国の方もそう方法が来るかもしれませんので、ぜひですねそういうことも頭に入れながら、全体で脱炭素を進めていただきたいと思います。

もう時間もありませんので、カッコ8番にいきます。

異常気象がこんなに頻繁に出てくる前からですね、地球環境の問題は言われ続けてきました。

オゾン層が破壊されつつあるとか、南極の氷が溶け始めたとかというのは、私たちの日常生活の中とは少しかけ離れている、そういうところから始まってきましたけども、その後は私たちの暮らしの中で、ごみを減らす運動とか、またごみの分別は資源とか、資源の再利用ということも関係しますけども、そういうことがもう何十年も前から取り組まれてはおります。

住民の暮らしも意識も変えていくことは、私たちがもっともっと真剣に考えていく課題じゃないかなと、こないだの課長が婦人会で、講演してくれたときに思ったものです。

それから今、私がこれを質問するに当たって、課長の何分の一しか勉強してませんけども、自分なりに勉強していったら、もう本当に地球規模で大変なことになってると。みんながみんなで取り組まなきゃいけないんじゃないかなと思ったんですが、そのまずはですね、住民の暮らしから何かできることはあるでしょうか。

意識改革がなければ、住民がですね、意識改革がなかったら、やっぱ取り組みっていうのは長続きしませんし、積極的な取り組みもできませんので、その意識改革についても、両方対策があるでしょうか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問カッコ8、意識改革も必要だと思うが対策案はについてお答えを致します。

先ほど議員より、できるところから始めることは大事な取り組みとのご質問をいただきましたが、おっしゃるとおりでございまして、町としても、できるところから少しずつでも始めるということは大変重要であると考えております。

昨年度の議会でも少しご紹介をさせていただきましたが、昨年の町民大学でご講演をいただいた、日本キリバス協会理事のケンタロ・オノ様のお話の中で、1人の100パーセントよりも100人の1パーセントというお話がありました。これは1人でハードルの高いことをするよりも、ハードルの低いことでも多くの方が実践することが、意味も意義もあることだという意味です。

カーボンニュートラルの取り組みにつきましては、生活のいろいろな場面で関わってくるものだと考えておりますので、これらの中でも、できる範囲から実施できることが重要であると考えております。

また、意識改革につきましては、現状まで少しずつ変化をしているものだと捉えております。

今後もイベントや個別訪問はもちろんですが、コミュニケーションにより環境意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

加えまして、環境省が本年度取り組みを始めました、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを作る国民運動、通称でデコ活と呼ばれておりますが、こちらについても、日々の暮らしの中で実践ができ、脱炭素につながる項目が示されておりますので、こちらにつきましても広くお知らせをしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

全体的といいいますか総論といいいますか、最初の、一番最初に通告書に基づいた答弁はそういう答弁になるのかと思いますが、もっと具体的に踏み込んだときにですね、もう1人の人が100パーセントより、100人の人が1パーセントのことをすると、今、答弁がありました。じゃあ1パーセントで私たちは何をするかっていうことをね、少し突っ込んでお聞きしたいんですが。

昨年でしたかね、ごみの出し方で、水分を減らすあれは今後どうなったか分かりませんが、水切りをどんな形がいいかとか出ておりましたが、そういうことも一つの方法かなとは思いますが。

課長の方で考えてることがありましたらですね、具体的に、私たち町民はこの脱炭素に向けて、1パーセントの力で何をしたらいいか、何ができるかっていうところで、答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

脱炭素につながる取り組み、例えばその太陽光パネルなんか分かりやすいとは思いますが、当然経費も掛かってくることですので、ハードルは高いのかなと考えております。

そんな中で、ご家庭で一人一人ができる一つの例としましては、例えばクールビズなんかまさにそうだと思います。既に定着はしておりますが、適度な服装にすることでエネルギー経費の削減をするというのが、

クールビズの目的です。

ほかにも、例えばごみの減量などにつきましては、水分を切ることで相当量の、町全体で言うと搬入ごみの量というものは重量が相当減りますので、そうすることによって、ご家庭の、例えばゴミ袋を買うのが10枚だったのが、もしかすると8枚に減らせるかもしれないと。

一方、町としても負担金としてそれは跳ね返ってくるので、持ち込む総量が減るということは、負担金の削減にもなるということです。

これが1人が頑張るといよりは、少しでもいいので皆さんが頑張ってくださいと、結果的にCO2削減にもつながると、経費の削減につながるという一つの例だと思います。

いろいろ項目としてはあるんですが、例えば、地元産のよく地産地消というのが、まさにこれもそうで、なぜ地元のもの食べるのがいいのかというと、わざわざ遠いところから輸送費を掛けて、要は化石燃料の話になっちゃうんですけども、CO2をたくさん排出して持ってくるよりは地元のもの食べた方が、旬のものも食べられるし、さらに温室効果ガスの削減にもなるということが、いろいろ項目としてはすぐにでもできそうなことがございますので、そういった部分、先ほど少しご説明したデコ活なんかについても、お一人お一人ができそうな部分というのはたくさんございますので、そのへんのお知らせ等も、今後は進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

これは町民一人一人ね、自分の問題として考えることだと思うんです。

そのヒントを課長が言ってくれてるんだと思いますし、分かっているものから知っている人が、言っていく。町民大学もありますし、それから訪問員さんが教えてくれるっていうこともあると思うんですが、やっぱり私たちが今の異常気象を考えたとき、これから地球、未来の子どもたち残していくときには何をしなきゃいけないかっていうのを、今回の質問することによって私は勉強少ししたんですけども、それには公共施設の断熱だとか、いろいろありました。

エネルギーを地産地消して、地域に返していく。そういう会社をつくって町も貢献している。町全体でその温暖化に取り組んでいくっていうことがあったんですが。

私は今回、この事業を応募して採用になって、実際始めるということでその事業の主にやろうと思ったんですが、全体的に地球はどうなるかっていうそう、脱炭素の問題が大きな問題に自分の中にきましたので、そこの方に話がどんどんいってしまいましたが。

最後にですね町長、今回この事業をやることと、脱炭素の問題は大きな問題がある、町は取り組んでおりますので、その点で一言お願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問に答えていきたいと思えます。

この、縷々課長の方から、当町の先行地の事業について説明がありましたけれど、まず、この脱二酸化炭素の取り組み、これは大きく言えば、人類が生き残れるか生き残れないかの問題、まさしくグローバルな課題でございます。

それに対して、自分たちは何もしないわけにはいかないと思っております、やっぱり課題、大きな課題をグローバルに考えて、地域でローカルに動く、実践するという思想がまず大事だと思っておりますので、そのとおりの行動をしなければいけないと思っております。そのためにはお金も要るので、こういう国の最も有利な事業に手を挙げてきた。そして、認可を受けたという状況でございます。

それからもう一つ大事なのはですね、これ、経済対策をすごく意識してます。今までの日本の経済GDPというのは、以前も説明しましたが、産業革命以降、経済が右肩上がりに繰り返されて下がらず増えてきた。それが、今の中でデカップリング起こって、二酸化炭素を減らすほど経済が上向く、こういう流れになってきていると思います。

分かりやすいのが、自動車産業であると思うわけですが、これが自動車産業だけじゃなくて、例えば農業とか、この私たちの町の身近な産業にも必ず影響してくると思っております。

例えば、大工さんであれば、やはり断熱効果をしっかりできる技術を身に付けた方が仕事が増える。そして電気屋さんであれば、低炭素の家電を住民にお勧めする電気さんがよく売れる。こういうふうなことになってくると思っておりますので。そういう意味でも、町としては、地球的な課題に対応するとともに、町の経済対策にも進めていく一つの方法であると思っておりますので。これは住民、防災で取り組んだように全町的な取り組みにしていくように、理屈だけではなくて、見える形にして政策を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

町長にまとめていただきましたので、私の質問はこれで終わります。

議長（中島一郎君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 12時 00分

再 開 13時 30分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

それでは、12番の矢野昭三です。質問をさせていただきます。

まず、この1番目の、町長の姿勢についてという質問でございまして、その右側にその要旨を少し入れておりますが、合併協定項目20-20建設関係事業の取扱確認内容2で、建設関係事業の継続事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新規事業と共に新町建設計画に基づき、計画的に実施すると規定しています。

そこでですね、マル1の、失礼しました。

通告の方ではカッコ1にしておりますが、その鈴の辺地対策事業計画の策定を問います。

昨年、一般質問の中で、今年その計画を策定するという趣旨の答弁をいただいておりますので、まず、その点からお聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野議員の、鈴の辺地対策事業計画の策定を問うにつきましてお答え致します。

まず、辺地とは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律において、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い地域とされており、このような格差を是正するため、同法に基づき、総合整備計画を定めた市町村については、辺地対策事業債等による財政上の支援を受けることができます。

現在当町では、鈴地区、熊野浦地区、馬荷地区が辺地として該当しており、馬荷地区につきましては、国道と地域を結ぶ幹線道路であります町道馬荷線の町道改良事業を進める必要があることから、5年間の計画を策定し、令和3年度9月議会において承認をいただいたところです。

議員ご質問の鈴地区における辺地に係る総合整備計画につきましては、令和6年度に鈴地区及び熊野浦地区において、辺地対策事業債の対象見込みの事業に着手する予定となっております。

事業内容等を精査し、起債の活用に向け、実施に合わせ計画を策定してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

最初に室長の方が目的を発言して言っていたので、話はしやすいわけですが。

この黒潮町内と比較して、この辺地と言われる地域については、生活をする上でさまざまな公共施設などが低位な状態にあるというように規定されておまして、財源的にも辺地債、それから償還に当たっては、地方交付税措置の中で8割財源措置がなされるという、有利な制度でございますが、これはご承知のように議決案件でございますね。計画は。

6年度にやるというその部分は分かりましたが、私が前々から発言しておるその中身というものはですね、平成19年には予算がゼロ、公費ゼロ。そして、21年にもゼロ。で、26年もゼロ。成又、私の今言ったのは、失礼しました。成又熊野浦線のことです。

それで、26年もゼロ、28年もゼロ、以下ずっとゼロできておまして、そういうところは何でそうなるかなと。

平成27年でしたかね、頂いた幡多地域の自立関係の幡多地域定住自立権共生ビジョンで頂いた資料もですね、立派な計画なんですけど、それは24から28年まで計画をやりますよということなんです。ところが、実際にやったのは、26年、私の調べた範囲では、26年も28年も予算なしという状態がありましたね。

で、以後ね、予算執行されてないと。このように、私の調べた範囲ではなっております。

先ほど室長が言われた、他地区と比べて黒潮町内と、左右に見たときに、低位な状態にあるという、それは黒潮町の県も国も認めておる。なのに、予算が執行されないということは、これはどういうことでしょうかね。

鈴のこの辺地対策事業計画については6年度からという話ですが、本当にやるやらどうやら、私信用できないところにありますね。これだけやってないとなると。

合併のときの約束ごとですよ、これも何回も私は発言しておりますけど、その調整内容ですよ。合併協の。現行のとおり新町に引き継ぎ、新規事業とともに新町建設計画に基づき計画的に実施すると、実施するですよ。そういう書ききつちょうがですよ。

このがではね、この合併のときの資料では14年から20年度で1,000メートルやると。1,000メートルやったらもう全部終わるんですよ、この道は。

成又熊野路線というのは、あと200メートルぐらい残ってます。やりかけで置いちゃうがですね。17年の予算が18年にかかって、少し時間がかかって遅れたんですけど、現場はですね以来、触ってないんですよ。何でそれができないのか、不思議でならん。

そしてね、ここは自動車専用道路は一生懸命やってますけどね、荷稻の所で荷稻鈴線をまたいでいきますね。どうも聞くとところによると、そこで通行止めになるようなうわさも聞いております。そうすると、今言いかう成又熊野浦線、工事をせずに放置したまま。用地は買収して。これね、予算執行から言うてもおかしいがですよ。執行しない用地を買収してしもうて、放置しておく。どうもそのへんがですね、行政運営の在り方が私には理解できない。ここは成又熊野浦線。言ってるのは、もともとは、ここは鈴。成又というのは、昔の明治の先には鈴村字成又なんです。ただ集落で、今の集落運営の中では小黒の川の中で一緒に活動されておりますわね。

これね、本当にやる気があるがですか。通行止めに、荷稻鈴線の方が止められだしたら、ここへ車が今以上に集まる。そういうことを考えたときに、本当にやるかどうかをちょっとお聞きしたいですが。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

成又熊野浦線の工事に関しましては、昨年12月議会での答弁でも申しましたとおり、今まで中断している理由としては、最大の要因としては、計画勾配が14.25パーセントとなっております、道路構造令で定められた最大勾配を大きく上回っているということで、計画の見直し等をしていたということもあります。

で、昨年12月議会以降、地区の意見等もお聞きしまして、その熊野浦地区等の懇談会の中でも意見等をお聞きしまして、そういったことも踏まえてですね、一応先ほど企画調整室長の方も申しましたとおり、令和6年度から成又熊野浦線の改良工事については計画しているとしか、今の段階ではお答えできませんけど。

それで、その辺地計画につきましても、3月議会でも変更の手続きを取るようなことで、今のところ計画しております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

ちょっと答弁がね、これもっと明瞭によ。言語明瞭、答弁明瞭にやってもらわな、何を言いよるやらちょっとわからんきね、テレビ見よる人は全然わからん、この調子やったら。まあ1回。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

失礼しました。

成又熊野浦線の工事の中断のことにつきましては、昨年12月議会での答弁とも重複する部分がありますけど、これまで中断してきた主な理由としては、計画時の勾配が、中断している部分につきましては14.25パーセントとなっております、道路構造令で定められた最大勾配を大きく上回っている。そのため、そういった

基準、そういったものを見直すことも含めて検討してきた経過があります。

それで昨年の12月議会以降、地区の意見等もお聞きしまして、来年、令和6年度から事業を計画しているところでございます。

その辺地の計画につきましても、3月議会にて変更をする方向で現在計画しているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

何分にもですね、ちょっとわし聞きたいけど、この計画は鈴ながですよ、対象地域が。

鈴の人のご意見、協議等は、これはもうできちょうがですか。これは、鈴の場合はここだけやなしに荷稻鈴線、おさかな街道、須賀留線などあってですね、大変ひいといの日曜日に私ずっと走ってきたんですけど、去年よりは良くなってんだけど、包丁の先のような石がもういっぱい、まだまだ落ちてきゆうわけですね。地元の人もそれをほうきとか何とかで寄せながら、その道を利用しよるわけです。

私が行ったときはまあね2、300メートルはちょっと路面をきれいにさせていただいておりましたけど、それでもやっぱりこう、まだ裏の方は寄っておるんですね、だらだらだらだら。タイヤを切ったとか、タイヤを切る、それで困る。いろんな人がね、タイヤ切っておるんですよ。ほんで役場の車もタイヤ、パンクしてましたけど、それはおさかな街道で。それらを含めて、全体の鈴地域の鈴地域全体が辺地なんですよ。そこが町内のほかの地域と比べても、低位にあるということ、法律上もう認めてもらうちゅう。それは、町長が計画を作り、議会が可決し、県へ送り、国へ送りしちゅうので、それで交付税措置も、償還金に対する交付税措置まである。という、この有利な事業を使って早くほかの地域並みに、道やったら道を公共施設を整備しなさいやという、そういう法律ながですよ。それがね、遅々として進まないというのはね、私はもう今年じゃんじゃんやりよるか思うたらまた来年みたいな話でよね、これは何を考えちょうがですかね行政は。もうちょっと前向きにね、危機感を持った対応をしてもらわね、地元の人は大変困っちゃりますよ。町長が就任した最初の議会でも、私は、鈴から2か月ぐらい通ってくれませんかいうこと私言うたら、町長は鈴は知っちゅういう話やった。防災の担当のときに行たことあるき知っちゅうという話やった。

しかし、依頼あれから何年になりますかね、これね、改善されてないです。荷稻鈴線も一緒ですよ。前からずっと言いゆう。それはね、道路管理者というのは町なんですよ。あの状態を見て、なあんにもせん。見ちよらんかも分からん。こちらが情報提供をしても、まあやっと去年すごい厳しく言うたら、この間行ったら、きれいにしてくれちよった。けど、やっぱり落ちるとこは落ちゆう。、尖った石がいっぱい落ちてきゆう。雨のときとかいうのもたまったもんじゃないわね。

これね、なぜ今までこれをしゃんしゃんやららったのか。そこをちょっと答えてくれますか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

すみません、今の質問は成又熊野浦線のことによろしいでしょうか。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

成又熊野浦線は、当然やらないけませんよ。

これ立派な図面もそろえて、議決しちゅうがですよ。これ未施工の部分、200メートルのところ。そのときの資料は、これはね、起工が14年度と書いちゃある。延長が1,030メートル。既工事費1億8,537万、これ25年度までで、未工事が1億6,463万。こんなね、資料まで、これただでできないですよこんな資料。金掛けて作っちゅうがよ。だからこの資料はどればあ金が掛かったか私は確認してないけど、金を使うて工事をせんいうたら無駄遣いや。しかも、財政的によ一番有利な財源として構えてくれちゅう。それをね、使わん。放置しちゅう。しかも法律上、ほかの地区と比較して低位にあるということが、みんな合意形成ができちゅう。議決しちゅう。黒潮町の団体意思の確定しちゅうある。なぜそれがやらんのですか。

合併して、すばらしい町をつくるいう約束やなかったか。鈴の人は嘆きよう。どればあ鈴の人と話したことがあるが。この成又熊野浦線は鈴。地域は。それは利用するときは熊野浦の人もします。それから荷稻鈴線とか、おさかな街道も含めて、鈴の地域だから、それらを総合的に話をせな、できませんよこの計画は。

ほんで、具体的に議決しちゅうもんが、成又熊野浦線は、なんで今まで、工事をせんわけ。合併したとたんにやめたがやき。それはねおかしいですよ。そのへんをなぜやらざったかいうことをわしは聞きゆうが。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

町道成又熊野浦線について、中断していた理由についてまたお答えさせていただきたいと思えます。

先にちょっと申させていだきたいんですけど、こちらで調べている町道成又熊野浦線の工事についてですけど、こちら平成14年から工事に取り掛かっております。平成14年から14、15、16、17、18、その合併したは18年ですけど、それ以降も19年、20年、22年、23年、24年、あと24年の繰り越しとして25年に行っておりまして、27年度が最後。27年度を最後に、今の形となっております。

27年度を最後に、約200メートル残して現在と形となっているわけですけど、先ほども申しましたように、休止している最大の理由と致しましては、計画時の勾配です。勾配が14.25パーセントとなっております、道路構造令で定められた最大勾配を大きく上回っているため、改良する上で、そのような勾配は容認できない点があります。

では、その勾配を基準値内で収めるように計画すると、現道を大きく迂回するような線形となってきます。それにより、現道より延長が長くなりまして時間短縮が図れないといったこともあり、今まで検討してきた経過があります。

先ほど申しましたが昨年の12月以降に、ちょうど事前復興の会もありましたので、熊野浦地区、鈴地区でも懇談会があった折に、聞き取りをさせていただきました。

そういった場で、鈴地区の方の意見も聞いて再度、令和6年度から計画していくという流れになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

じゃあ、成果品は何で受け取ったわけ。道路構造令に適用しないからやらんいうがやったら、ほいたらこのこの成果品なぜ受けとったわけ。金払うちょうで、これ。

使いもんにならんもん、金払うてどうするわけ。

ちょっと説明して。

議長（中島一郎君）

暫時休憩致します。

休 憩 13時 55分

再 開 13時 59分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

成果品を受け取った理由については、現在私の方で分かっておりませんが、その当時受け取った成果品の最大勾配が14.25パーセントとなっておりますので、現段階でそれが適切でないという判断で、今に至っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

本当はね、19年じゃった20年と思うけどね、当時の町長にね、ここなぜやらんがですかと言うたらね、佐賀は道がええきやらんいうた。一般的に、聞こえる声としては、佐賀は道がええとかいう話をずっとされよった。合併協のころから。けど、ええことはない。辺地。先ほど言うたでしょ。この床があるがやったらこれ普通としたら、これよりくぼんだところにある。低位にある。埋めあげらったら普通にならん。それが、私の調べた範囲ではちょっとずれがあるようなけど、28年もやってないですよ。私がね、ちょっと調べ、私の持ちゅう資料と行政が持ちゅう資料はちょっと違うかもわからんですけどね。19年とね、21年とはやってないです。私の資料では、で、あとは26年とか28年からずっとやってないですわね。

ほかのところは、道が悪いとだんだんだんだん金使いゆうですよ。毎年。ところが、今まず鈴取り切ってるんですけど、やってない。成又熊野浦線だけじゃないんですよ。去年もたるばあ言うた。荷稻鈴線、国有林のところから、下った辺りね。パンクして困る。そこらをね、改善するような予算が全然ついてない。行政ち何ですか。弱者を守らいで、行政が行政たる必要性ないんですよ。辺地とは法律上そういうこと書いちゅうわけよ。だから、財政的にも配慮をされちゅうわけよ。それを使いよらん。それほど金持ちですかね、この町は。あそこの石へ書いちゃある。彫り込んじよる、立派な石へ。金がないなっつき合併するいうて。言うこととすることがわしゃ違う思うちゅう、困る。

何で何年もやらずに放置したのか、そこを聞きゆうがよ。

勾配がきついきできんいうがやったら、直したらええ話やいか、その瞬間に。直したらええ。設計を直さんとおるき、いつまでたっても勾配が合わな。そればあ分かったら、その瞬間直しちよったらええがよ。いつ分かったか詳しく本当のことは僕はわからんですよ。今の話である。きついからできない。それやったら瞬間直したらええ。直したところで、道を計画通りやったところで、その町内見渡して、それより良くなるということではない。この法律は。人並みにしましょうという、そういう法律や。何でこのまま放置するが。それ以外の道路の予算なんぼ使いゆうが、めちやくちややいか。

だから、勾配が高うてできん言うがやったら、ほいたらなんぼでやるか。そしたら用地はどこまで交渉しちゅうのか。それはどうなっちよりますか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

確かに勾配がきついということではいろいろと線形なんかも考えていたようですが、その線形を変えるに当たっては、用地が難しい箇所等も含まれておりまして、進んでいなかったのが現実でございます。

昨年度以降、12月以降にですね、鈴地区、熊野浦地区の住民さんとも話をさせていただきまして、その勾配を改善するためには大きく迂回をするような計画になってしまいますので、現道より遠回り、延長も長くなって実質的に時間短縮ができるような形の道とはなりませんので、今残っている部分を拡幅するという事で、住民さんにも、それで構わない、その方が良いというような意見をいただいておりますので、そういう形で計画させていただいております。

いろいろと14てんなんぼのその最大勾配を上回る計画であったために、確かにその段階ですぐに計画の見直しを行うべきものではあるかとも思いますが、そういった用地等、いろいろ法線の関係で、現在に至っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

ほいたらその用地、地主さんは今何名いるんですか。

てで、どれぐらい交渉したんですか。

交渉の経過は分かる。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

すみません、今、そういう資料を持ち合わせておりません。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

そのね、勾配が高うていかんじゃが今始まった話じゃないわけよ。いつの段階で、分かったかそれは私は分かりませんよ。だけど、その、じゃあどうするかいう話はそんなときないといかんわけよね。いつの時点かわからんけど。それは今の担当課長じゃないかもわからんよ。けどそのことやない、行政は継続性のもんじゃき。課長が変わっても引き継ぎをちゃんとせないかん。町長が変わったち同じことや。そういう中において、住民の生命財産を守る、それは行政の仕事ながですよ。自治法にもあるやろ、福祉の増進。これは義務じゃ。

用地が難しいじゃなんじゃ、それはそうかもわからんけど、そういう話を能動的に議会の中でしたことはない。私が聞いたときにそういうことを時々もらしたことはある、確かに。でも、それから進んだよな話にならん。地域の方々は困っちゅう。困った状態で放置してええがですかね行政は。課長だけの責任じゃないこれは。歴代の町長の責任ながよ。

ええ町をつくる、ええ町をつくる言うて言うちよって、予算も何もわからんままずと放置しちゃう。これが黒潮町のまちづくりですかね。わしは納得いかんがよ、こういうやり方は。

そして、鈴の場合は、ここだけやないんや。荷稻鈴線の問題の前にも、わしは言うちよりますよ、道が悪いから困る話は。でも全然、改善されん。これ困る。何で、前へ進まんがですか。

この町内、黒潮町内より低位であるという法律上、そういう位置付けをしちゅう。黒潮町自身がそう位置づけちゅうがですよ。

何でそれが改善できんわけ。ちょっと分かりませんね。

教えてください。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

まず、先ほど建設課長が先ほど来説明しておりました勾配の件に関してですけど、先ほど矢野議員が持たれておった資料というのは恐らく、平成14年ですから合併する前の資料だと思うんですけど、それから町長が何代か変わってきて、そして私が町長になった3年ぐらい前のときに、ちょうどこの線について担当から協議がございました。

その計画が、この勾配が14.25、道路工法上問題があるというふうな説明がありましたので、それは適切じゃないと、私の方が判断させてもらいました。

そして、何かいい方法がないのかということ、回るルート拡張してやると勾配はクリアできるというふうなことでございましたので、私の方としては、そういう指示をさしていただいたところでございます。

それから、かならずやるかやらんかという、非常に心配されたご意見でございますけれど、企画調整室長が言ったように、次の3月議会で辺地の計画、これは当然地域のヒアリングをして、事業内容を聞いて作るわけでございますけれど、計画を議会に提案させていただいて、その計画に基づく事業は必ずやりますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

3月議会に出していただくというのは、それはそれでええ話ですが、地域の方々とよく話をさせていただいて進めていただくようにお願いします。

成又熊野浦線だけではなくですき、さっきから言うように。営林署、下の荷稻鈴線の方に向けてもですね、あそこも非常に道が悪い。パンクを再々して困る。で、そういうことはね、多分一度も行政の方にはね、不満を言うてくることはないと思いますよ。ずっと地元の方と話されてもね、行政へ言うていたという話は聞きません。だからね、だから知らないかも分からん、行政は。そういうことがあるので、もうちょっと踏み込んで、地域の方々とお話しうときに、そういったことまで踏まえて、投げ掛けていくような話をさせていただきたいですね。質問の仕方、設問の仕方によって答えは変わりますよ。住民は本当に言いたいことをよう言わずつこらえよう人がたくさんおります。だから、そういうことを何も話がなかった問題がなかったんで終わるんじやなしに、なぜ要望が出なかったのかということ自分の心の中に刻んでですね、会に臨んでいただきたいと思ひます。

これは鈴の辺地計画に関わることです。

あとね、熊野浦線もですが、この道も悪いので何とかしてもらいたい。ちょっと正確には私覚えてないです

けど、人家から集会所の方向の道、あれは成又熊野浦線やったかなあと、ちょっとそのへんが確かな記憶がなくなっておりますが、人家から集会所までの間も、平成3年9月ですかね、あの地域で話ししてくれたと思うんですが防災のことで、その時に石が崩落して困るという話が出たはずですよ。

これは崩落したら取って除けるという話はしたらしいですが、地元の方のお話は、そこを防護柵がないもんで、ストーンガードがない道裏に。だから上から石が降ってきて、車、人に直面されると大変なことになるので何とかしてほしいという、それが話の趣旨だったというふうに聞いております。

だからね、行政がせっかく行ってくれてもね、落ちた石を拾うて除けるとかいうようなことでは話にならないですよ。

本当のことは、上から石が降ってくるので飛んでくるので、危ないのでそれを何とかしてくれ。ただ、そのことが分かってないとね、地元はねよくなりませんよ。そういうことを踏まえて、熊野浦の方も計画していただきたいし、携帯電話の補完の問題もありまして、そういったことの、これ総合計画ですのでね、辺地計画というのは、それらを踏まえた計画を進めていただきたい。

これは住民からの声もあってですね、私の方は、情報提供をさして、そういった声がありますよということは情報提供しておりますので、行政がわかっていると思いますが、熊野浦の地区の辺地計画については、いつごろからやってないかちょっと私も記憶にございませんので、鈴の辺地計画よりももっと長きにわたってやってないんじゃないかなあと、山の工事は、それは考えておりますのでね、早くしてもらいたいと思うんですが。

この熊野浦のことについての辺地計画は、これはどうなりますか。

議長（中島一郎君）

矢野議員、カッコ2にいったがですかね。

12番（矢野昭三君）

今は町長の答弁いただいたので、鈴の件については、それはそれでも結構です。

あとは、今言った熊野浦の分ですね。熊野浦の分が2番ですね、カッコの。これはどうなりますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、矢野議員の熊野浦の辺地対策事業計画の策定を問う、につきましてお答えを致します。

先ほどのご質問に対する答弁のとおり、現在当町では、鈴地区、熊野浦地区、馬荷地区が辺地に該当しております。

熊野浦地区における総合整備計画につきましては、令和6年度に鈴地区及び熊野浦地区において、辺地対策事業債の対象見込みの事業に着手する予定となっております。

今後、事業内容等を精査し、起債の活用に向け、事業実施に合わせ、鈴地区とともに計画を策定してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

分かりました。じゃあ急いで取り組んでいただくようにしてください。

それとですね、じゃ次へいきましてね、カッコ3のその他辺地対策事業の対象地区について問うんですが。

まあ一つは、中ノ川が過去においては対象地域でありましたが、現在はそれがどうなっておりますろうか。

中ノ川へ行く道も大変悪い。割れた石がいっぱい落ちてきております。中ノ川は特にねえ、何か避難所もね、何かなかったんじゃないかな。集会所はあるけれども集会所そのものが避難所にはなっていないやなかったかなあ。確かそんなような記憶があるんですが、それらを踏まえてですね、ちょっと答弁いただきたいんですが。

中ノ川以外にも、その町内にこの辺地の対象になる地域があるかないか。中ノ川の場合はもしかしたら、地域のこの区域の見直しをして、そういったことが対応できるならば、この事業の方が有利ですのでそういう意味だから、発言しておるわけですが、答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野議員の、その他、辺地対策事業計画の対象地区について問う、につきまして、お答え致します。辺地で実施する公共的施設整備につきましては、黒潮町が策定する総合整備計画に基づいて整備する場合、辺地対策事業債を財源とすることができます。

この辺地対策事業債は、財源への充当率が100パーセントと高く、また、元利償還金の80パーセントに相当する額が普通交付税の算定に算入されるため、黒潮町において財政運営上最も有利な地方債です。

各種補助事業や交付金と組み合わせることで、さらなる自主財源の縮小を図ることが可能となります。

辺地は、地域の人口要件や学校、医療機関、郵便局等までの距離などから算定し策定しますが、現在当町における辺地地域は、鈴、熊野浦、馬荷の3地区が該当しております。

今後、集落の人口の動きや休校、廃校などにより、まちの姿は変化していくことが予測されます。定期的な状況確認を行い、該当する地区があれば、積極的に辺地計画を策定したいと考えます。

辺地債は当町にとって最も有利な地方債ですので、引き続き有効な方法を模索しながら、財源確保に努めてまいります。

先ほどのご質問の中にありました中ノ川地区につきましては、以前は該当しておりますけれども、人口減少が進み、地区における人口が減ってしまったために、該当から外れたということもあります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

一つの地域で50人以上という縛りがありますので、それはそれとして、それを見直して、何とか50人以上にさせていただいて、取り組んでいただくことを期待しておりますので、それみんな応援しますのでね、ひとつ頑張って取り組んでもらいたいと思います。

次へいきます。

このカッコ4番ですね、少し変わってくるんですが、前段の前置きとは。

自宅または行政施設などから、個人番号札で戸籍、住基、保険、罹災証明など、申請受領できる体制整備をするか問います。

これは前回も質問してましたけど、少し横道にそれで質問をやってしまったので、要は、地震津波が来るいう前提でまちづくりに取り組んでおりますので、ここは、この庁舎は浸からん。しかし佐賀は浸かる。もう決まってますね。だからそうなってくると、住民はね、こういったものに困るわけですよ。特に罹災証明なんかも含めて住民票、戸籍。

拳ノ川の方にその行政施設がありますので、またはそれ以外でも、自宅とか、将来的には旧大方の方にも、蜷川とか、ほかありますわね。そういったところで、私はカードいいですか個人ナンバーで取れるように、私はしておくべきであろうと。この地震津波対策ね。事前復興計画を一生懸命取り組んでおりますが、それらに対応するためにも、大変、やんやんやん言うて作ったカードですので、それを活用できるようにしていただくことが住民のためになると思っておりますので、その取り組みをするか、質問致します。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野議員の、自宅または行政施設等から、個人番号札で戸籍、住基、保険、罹災証明書等申請受領できる体制整備につきましてお答え致します。

個人番号カードを利用した自宅等からの各種申請届け出などの行政手続きについては、スマートフォンやパソコンを使って行う仕組みが構築されております。

デジタル庁が運営するぴったりサービスと呼ばれるインターネットサイトから、子育て関係、介護関係、被災者支援の合計27の申請手続きについて、令和5年3月より利用を開始しました。

当町におきましては、住民票の写しや各種証明書など、手数料の支払いが必要なものについては現在構築中ですが、準備でき次第、申請可能な手続きを随時追加していく方針でございます。

整備されますと、夜間でもご自宅からスマートフォンで申請を行えば、後日証明書が郵送で自宅に届くということが可能となります。

これまで、窓口にお越しいただく必要のあった手続きが、スマートフォンを利用していつでもどこでも行うことができる環境を目指して、さらに推進してまいります。

操作等が分からない方に対しては、お声掛けいただければ、職員が丁寧にご説明致します。

また、スマートフォン教室の開催も受け付けております。地区に出向いて、基礎的な操作からお教えしますので、役場までお問い合わせいただければと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

私が質問しようがは、スマートフォンの質問じゃないですき。個人番号札、マイナンバーカードという言い方しようですけど、これ、漢字にしたらね、個人番号札ということですね。

そちらを聞きようがですよ。スマートフォンうんぬんじゃなしに。やんやん言うて作らしましたよ。こんな文書も勝手に送ってもらって困る。転送不要じゃいう文書がこんなもんまで送ってもらって記念のためにこれ取っちゃうがですけど。

マイナンバーカードいうて書いたちね、何とか言いようけど、私はねカタカナより漢字が分かりやすい、個人番号札。それで、今持ってるもので、手続きができれば、スマートフォンを買う必要性はない。持ちゆう人はいいですよ、持ってない人は買わなあいかん。だから、このマイナンバーカードを持ってるという人は少なくとも、本人の意思で取られたわけですので、それを使って、そういう申請、受領できませんかと、そういうこと言いようがですよ。スマートフォンのこと聞きようがやないですよ。

もう1回。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えします。

まず、個人番号札につきましては、これまで住民票コード、基礎年金番号、保健証の番号など、ばらばらの番号が使われていました。これでは、スムーズな住民サービスができませんので、一元的な番号を取り入れるということから、個人番号札の導入が、始まった経過がございます。

これによって、税とか社会保障、災害対策の罹災証明書とかですね、そういうものの手続きを行うものに使えます。なので、個人確認というふうな意味合いが多いかと思えます。

スマートフォンから遠隔で手続きをする際に、速やかに個人確認ができるようにするために、個人番号札を使うようになっております。

スマートフォンをお持ちでない方につきましては、今現在、黒潮町においては、80パーセント近くの方がお持ちになっております。昨日の一般質問でもありましたけども、健康アプリとか、そういう便利な機能を使うことで、スマートフォンを持ってみたい、使ってみたいというふうなことで、スマートフォンを持っていたいくことにつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

ほいたら2割の人はどうしますか。2割の人はどうします。お金が、都合ができません人はどうしますか。

金持ちの話ばあしたちいきませんよ行政は。1万人を対象にしよるがやけん。8,000人対象の行政じゃないがやけんこの町は。だから2割、2,000人が困らんようにどうやってやりますか。

それからもう一つ、質問しゆうのは、あのカードを使って、そういうその行政機関、役所等へ持っていったらすぐそれで、住民票、保険証等々が、申請、受領、その場でなくてもとにかく遠くへ行く必要がないように、高齢になってきたら運転免許は、取り上げられなくなる。困りますよ。そのためにまた車は走らせないかん、余分に。

でね、2割の方の生活をどう守るか、今の室長の説明はね8割はええんや。だけど2割は困るよと、そういうことでしょ。それをどうやって助けますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

2割の方がスマートフォンを現在はお持ちではありませんという、そういう推計が出ております。

この持っていない方をちょっとでも持っていただくような取り組みを今後検討しては参りたいと思っておりますけども、現時点では、その解決策っていうのは持ち合わせておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

私言いようがはね、さっきから言いようように個人番号札を使って、例えば拳ノ川保健センター行って、そ

れを持っていったら、示して、どういうやり方か知らんけど、それで申請ができないのか。受領ができないのかいうことだけを言いようがですよ。それは南海地震対策を含めての話ですよ。佐賀は浸かるがじゃき。

佐賀の人がここまで来るわけにいかんがですよ、歩いて。34メートルの波が来ゆう。来れらせんですよお互いに。そこ言いようがです。

参考までに言うとね、私も町内の病院に行っただけありますよ。お世話になった。従来の保健証と、個人番号札出したらね、従来の国保の方やっぴり使いますね病院は、私が行った病院は。これはね、何か新しいものが万々歳と言うわけじゃないんじゃないですか。こちら側の都合ばかり言うたちいかんと思う。

だから、また言いますよ、番号札使って、そういう、まあ言うたら蜷川でもいいですよ、ういう公共的施設で、そういうものは使えないのか。

それはそこで、戸籍とか、住民票なんかはもらえたら、あそこからここまで来ることは、必要はなくなる。車もいらん、その間は、ガソリンも要らん。そういうこと言いようがですよ。

ちょっと答弁そのへんとお願ひします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは再質問にお答え致します。

現在、窓口業務は本庁と佐賀支所で行っておりますので、体制が整えられてないというのは現実でございます。

拳ノ川の診療所とかありますけども、拳ノ川保健センターとかありますけども、現在そこでは、受付事務をすることができておりませんので、そこはちょっとこの場では即答は、できにくいと思っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

あのね通告をも一回見て、私が通告したのは、受領できる体制整備をするか問うですよ。要は、この報告書はね、体制を整備するか問うです。今できんということ聞きようがやない。今できるやない。今できんことは分かっちゃう。じゃけん、できるように体制を整備する問うですよ。質問が。

やる、いうたら終わりよ。やるいうたらええがよ。時間がないき困るよ。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思ひます。

今デジタルを使った遠隔での申請とかさまざまな住民サービスの向上を、今一生懸命やってるところでございます。議員も少しおっしゃったように、すべてが今完成してないところございますけれど、マイナンバーカードは作っていただいておりますので、それを十分に利用できる環境は、今後、さらに整備をしていきたいと思ひます。

ただ、おっしゃられるようにまだ作ってない方もいますんで、その方にはまだその方流の、住民サービスがいかにあるかは、これからも引き続き検討するとともにですね、またマイナンバーカード加入促進も、そしてスマートフォンを持ってない方もおいでるわけでございますけれど、そういう方も含め、町のデジタル化啓発

とあわせて、進めてまいりたいと思います。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それでは次の5番へいきまして、行政手続き条例に規定する、審査基準等を公にしているか、問います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは矢野昭三議員の行政手続き条例に規定する審査基準等を公にしているかについてのご質問にお答え致します。

行政手続き条例第5条第3項の規定により、行政庁は、行政上、特別の支障があるときを除き、条例などにより、当該申請の提出先とされる機関の事務所における備え付け、その他の適当な方法により、審査基準を公にしなければならないとされており、現状では許認可等ごとに審査基準を取りまとめたものを簿冊で備えて、公にしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それはどこに、どこで公にしておりますか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

矢野議員の再質問にお答えします。

備え付けてるのは、事務所、総務課に備え付けております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

そこに、総務課へ備え付けておるということを何によって、公にしていますか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答え致します。

公表の方法として、公にすると秘密にしないということでございまして、必ずしも住民一般に対し、積極的に周知するっていうことは求められておりません。

現状のところですが、住民へのお知らせや周知ということまでには至ってないものでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番 (矢野昭三君)

これで問題になるのはね、不利益処分取り扱いでなっただけに一番困る。

不利益処分の条文についてはね、公にせないかんいうて書いてますよ。けどね、事務所へ備え付けるとは書いてない。この条例も。

そもそも公というのは、公にするという意味は、一般的には告示行為。それから、それを告示したものをもって例規集で取り込むか、広報で掲載してお知らせするとか、テレビを町営のテレビを通じてお知らせするとはいうことであろうと思いますよ。公にするということは。

別に公にするという定義がないのでね、よく分からない。けど普通、私たちが生きてきたこの世界の中で、公になったとかいうのはね、新聞、テレビをなんかで知る場合に、公になったのうということをよく言われるわけですね。そういう意味でね、総務課にあるいうてもね、知らない。私も見たことがない。だから、この条例にもね、総務課へ備え付けちゃうということは一切書いてない。条例にない。だからその、それぞれの告示行為もないから、中身も全然わからない。その基準が。で審査基準は、そういう事務所とか言っているけど、不利益処分のことについては事務所のことは、文言は1語もない。公にしなければならないということは書かれよう。

そのへんどうですかね。ちょっと分かりにくいですが、総務課長の答弁。

議長 (中島一郎君)

総務課長。

総務課長 (土居雄人君)

再質問にお答え致します。

不利益処分、それから、いわゆる処分。また届け出であったりとか、許可であったりとか、さまざまな基準がございます。

この基準としまして、うちがこの処分としてとらえている案件としては、1,030件ございます。

これらについて、基準として定め、置いてですね、一定の、この分については、閲覧できるような体制として備えておくということで、一定この基準を満たしていると解釈しております。

ただ、今の矢野議員が言われたとおり、公にするという、もう一般的な解釈として、やっぱり住民に知らせるということも、やっぱり住民のためには必要やと思います。今、備え付けているっていうだけではなくてですね、これまでの簿冊の備え付け、これに合わせてですね、町のホームページへの掲載も行いたいと思います。

以上です。

議長 (中島一郎君)

矢野昭三君。

12 番 (矢野昭三君)

総務課長はその答弁でよろしいと思いますよ。よろしいと思います。

ほんで、あとね、この条例もね、3月、18年3月20日に専決処分した条例でございますが、ここのね、第1条の中にね、町の例規集コピーしたもんですが、2行目の後半、カッコ行政上の意思決定についてとある。ほんで、行政上のこの上という字はどういう意味ですかね。分からない。

ところがね、処分のところやったか、そちらに5条の3項に、初めのところ行政庁は行政上、行政上、これは上という字を使うちょう。ねえ。

こんなのね、ここで言いたくないけどね。なかったんやけど、この際ついでに言うちよきます他のこともあるんで。これ、議会の、3月20日の分はね。議会の質疑、討論、採決やってないもんですけんね、179条使う

てやっっちゃうがやき、町長が。だからねこういう問題が出てくる。

これは町長には失礼、議会では責任のないことじゃ、これは。

そういうことがあるので他の158件でしたかね全部。3月20日にあった部分が、膨大なものだから、それはいろんなところの行き違いらもあると思うんですよ。勘違いとか、時間がないので、一日にやった数やき条例。

だから、合併以来ずっとね、最初に急いで合併した、とにかく。これで最初の4年間は、大変ザーザーしたような、落ち着きのない状態で、次にもうやっとな落ち着いてできるろかなと思えば、東日本の地震津波があって、うちの34メートルがあって、振るい上がって、もうそれも何とかこうそうしゅううちに合併特例債の10年の問題があって、とにかく急いだ忙しい状態があって、気が付かんのも仕方がないと思う。そうこうしたら今度はまた、コロナのことがあったりしてですね、とにかく落ち着いて、条例を見るとか話をするとかいう時間がなかったように思う。

だからここへきてもう1回ね、その専決した条例などをね私はね、ちゃんとチェックをね、してもらいたいと思うんですよ。

この今のところの分かりにくいところ僕、行政手続きを含めてですね、そういうことをしていただきたいんですがどのように考えますか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

矢野議員からご指摘いただいた部分については、再度チェックをして、しかるべき適正な措置をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

じゃあ次いまして、交通安全についてです。

国道56号拳ノ川インターから不破原間において、道路用地のゆとりがある部分を利用し、一定区間をゆずり車線、これはゆずり車線というか何というかはそれは構わんですが、ゆずり車線など設置する取り組みをするか。

問います。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは矢野昭三議員の2の1番、交通安全についてお答えを致します。

本件につきましては、前回の9月議会においても、議員から同様の質問がされておりますので、そのときの答弁と重複する部分が多くなりますが、ご了承ください。

議員ご質問の箇所につきましては、国道56号の拳ノ川インター出口から不破原までの約4キロの区間になります。

現在、国土交通省中村河川国道事務所においては、高規格道路の窪川佐賀道路、佐賀工区の早期供用開始に向け尽力していただいております、国道56号においても、小黒の川地区において、基礎改良工事を実施中でありませ

黒潮町と致しましても、高規格道路の延伸を命の道として早期完成を要望してきた経緯がありますので、現在においても、これらを要望する姿勢に変わりはありません。

前回の9月議会に、議員から、本区間の国道3車線化についてご質問をいただいた際、国土交通省中村河川国道事務所と協議を致しました。

国交省からは、今は高規格道路の延伸に力を入れており、国道56号については、毎年行っている防災定期点検の結果を基に危険な箇所を中心に行っているのですが、3車線化については、どうしても優先順位が低くなってしまふことでありました。

さらに、高規格道路の完成後は、通行車両が分散されることで、現国道の通行量が減少することから、仮に工事を行うにしても、その前段として、同区間の通行車両の調査は必須であり、その調査結果を基に実施の可否を判断されるようであります。

議員のご質問の道路用地にゆとりがある部分をゆずり車線することにつきましては、用地買収をしなくても、拡幅が可能な箇所の確認を致しました。

現状においては、不破原シダ坂のバス停から窪川方面に100メートルほど行った所と、小黒ノ川バス停から、窪川方面に300メートルほど行った2か所の上り車線があるように思います。

しかしながら2か所等の距離が50メートルから100メートルほどしかありませんので、ゆずり車線というよりは、追い越し待避所的な対応になるかもしれません。

従いまして、この2か所につきましては、町としても国土交通省に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

ゆとりある部分を利用するという通告でございますので、100メートルも200メートルも追い越し車線を作ったらどうですかということではございませんのでね。答弁があったように、用地にゆとりがある所は、言うたら、とにかく舗装かけたら、もうそのままそこへ停車すれば、後続車は追い越しできるということでございますので、ちょっとでも、利用しやすいように、取り組んでいただくことを期待しまして、質問は、この分の質問を終わります。

あとね、防災対策についてでございますが、カッコの1番で、集落が所有する集会所、避難所として指定しているが、周辺の環境整備などを強化するか、姿勢を問います。

これは町内に何か所そういうところを指定しておくか私には分かりませんが、町が指定する以上安全なものではないといけません。

それは、衛生面も含めて、最近はうんとコロナなんかもありましたし、感染症対策含めて、安全なものやないといけません。この裏山の土砂災害対策、その周辺の衛生環境衛生対策、そういったものを踏まえて、答弁をいただきたいと思っております。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

矢野議員の、地区が所有する集会所を避難所として指定しているが、周辺の環境整備等、強化するかのご質問にお答え致します。

町が指定している避難所の環境整備は、県の補助金を活用しながら行っております。

地区が所有する集会所につきましても、耐震性が確認されている集会所は避難所として指定を行い、避難所としての機能を高めるための整備を実施しております。

整備してきました備品としましては、備品を収納するための防災倉庫、発電機、LED 投光器等、各避難所の要望に応じ、補助対象かどうかを県に確認しながら整備しております。

また、避難所として使用する建物の機能を高めるため、集会所へのスロープ設置やトイレ改修工事等、簡易な工事も行い、避難生活の改善を図るよう整備をしています。一方で、避難所、避難所の周辺環境に関しては、県の補助対象とならず、現在の避難所環境整備事業での実施は困難です。

しかしながら、土砂災害警戒区域、イエローゾーンや土砂災害特別警戒区域、レッドゾーン内の避難所もあることから、高知県等へのハード対策の要望を行い、また、県と連携し対策を検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

私はもう今の環境整備等について困難ですと言うけど、これ一般質問ながですよ。行政質問じゃない。住民が困らんようにするために何とかしませんかという質問したときに、困難ですというがは妙なわね。

なぜ困難ですか。住民を困らんようにしてください言いゆうがですよ。それに対して困難です言うたら、そら誰の答弁なんですか。町長の、これ町長に答弁求めちゅうがですよ。課長に求めちゅうがやない。行政の判断を求めちゅうがないわけ。

一般質問は、政治の問題じゃ。町長に質問しようわけよ。制度がなかったら作ったらええ。制度を作らんとおってから、困難ですという話じゃない。そうでしょ。

だから、困難ですというのは一般質問の答弁にはならないように思いますよ。この場合、その場合のことは、避難所にさしてください言うたがは町やき。黒潮町が、地元の集落に対して、避難所にさしてください言うて契約書に判ついてくれ、これだけそういう問題はありますよ。特に感染症がおそろしい、コロナの問題で、どればあ騒ぎゆう。今だに騒ぎゆう。それ困難ですがおかしいでしょ、少なくとも町は必要性あるけど、財政的なこともあるので、県に要望するとか、そういう答弁もあってしかるべきじゃないんですか。

どうですか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

おっしゃるとおり困難ですっていう理由をちょっと少し抜けておりますので、やはり昨日、矢野依伸議員の質問にもあったんですけど、やはり町が避難所に指定した後に、最近になって、県が土砂災害の件で、イエロー、レッドかけてきた経過がございまして、それに対する対応はそれがものすごく数が多く、当町の集会所とか、避難所になっているところがあるんですけど、当初、地震、津波の避難所としては、津波が来ないので、適切というふうな意味合いしたところも、そのあと、県の土砂災害のレッドゾーン、イエローゾーンに指定受けた、かぶさってきたわけです。なかなか急には対応できないのが実態でございます。

それで、しかも特別警戒区域のレッドゾーンに、入ってるのが10か所ある。それも当然、地震津波のときの揺れもありますから、整備しなければいけない認識は持っていますけれど、なかなか一度に対応できなくて、そして県の支援事業も、1年間の予算というのは、県全体で非常に少ない。そういう状況をかながみて、なか

なかー遍にはできないので、これから実際の緊急度、そして優先順位を決めながらですね、やはり調査をして、今後はそういう危険なところは、危険じゃないように直していく計画づくりと、その整備を進めていかなければならないと思いますけれど、極端、端的に言えばまず財政的に事業の整備は難しいということでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

住民の命はお金に換えられませんので、何とか県と話してですね、財源の確保に努めていただくことを期待しておりますので、この分については質問終わります。

カッコ2番へ行ってですね、伊与木川の治水について県への要望と整備の見通しを問います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それではカッコ2、伊与木川の治水についてお答えを致します。

伊与木川の治水に関する県への要望につきましては、他の県要望も含め、本年度は10月に行いました。幡多土木事務所にて要望書を手交し、その後、所長をはじめ、道路建設課、河港建設課、維持管理課の課長や担当チーフに出席をいただき、主な要望箇所について現地を回り、現状を見ていただいた上で要望を行いました。

本年度も部落からの要望はもとより、河川断面の減少や流下を阻害する原因を調査いただき、有効な河川改修を行うとともに、堆積土砂の取り除きなど、適切な維持管理に努めていただくようお願いしたところです。

整備の見通しですが、伊与木川の治水対策に関する要望のうち、土砂の浚せつにつきましては、現地の状況により、堆積土砂が特に多い箇所や、住家周辺を優先して撤去するとの回答から、今年度実施する箇所、来年度以降実施する箇所、現状では、土砂の撤去が困難なものに分かれております。河川改修に関する要望につきましても、今年度実施するとの回答をいただいているものから、経過観察を行うもの、状況を注視するものに分かれております。

今年度実施との回答をいただいている分につきましては、既に発注済みで、年度内には完了予定であると聞きしております。

なお、未実施の箇所につきましては、今後も引き続き対策を講じていただけるよう、要望を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

今年発注した場所というのはどこどこですかね。

住民はね。水がずっと上がってくると、困るんですよ。その心配があるわけだから、どこどこをやるというところに大きな関心があるわけですね。

だから、そこを、今年の予算の範囲ではここをやっていただけるということになったとか、来年は、この辺は、どこがどういうことを言うか分かりませんが、それはね、言っていただければですね、住民はそれを待ちゆうわけ。ひとたび水がザブッと来たら、エアコンとか何とか水をかぶったらもう一遍に駄目になりますので、そのへんは、ここで言って発言していただいたら、住民にはよう分かる。テレビ見ようき。だからそれ

をそのまま言っていただきたい。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答え致します。

本年度県要望を行った箇所、伊予木川の治水に関するものについてですけど、地区からの要望、伊予木川の浚せつ要望については5地区、5か所から上がっております。

それで本年度実施する箇所については、不破原地区から上がった要望箇所を実施すると聞いております。あと河川改修要望につきましては、河川改修の関連する要望につきましては、4地区、5か所からいただいております。今年度実施する分につきましては、町分地区からいただいております堤防のかさ上げ、国道56号のバイパス等、土佐くろしお鉄道ですね、あそこの橋架がありますけど、下の右岸側になりますが、伊予木川の。あそこの堤防のかさ上げを行っていただけるということをお聞きしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

課長ね、もっと大きな声でパリパリッという方が、ええですよ。住民は安心感が高まる。ほんじゃき自信持って大きな声で言うてください。

じゃ次へ行きます。

それから、産業振興の分ですが、カッコ1番、地域の物流など支援事業の進捗を問います。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

矢野議員の4のカッコ1番、地域の物流等支援事業の進捗を問う、についてお答え致します。

地域の物流等支援事業、いわゆる庭先集荷事業は、生産者に代わって、直販所に農産物の出荷を行うことにより、耕作放棄地の解消、集落機能の維持、高齢者の生きがいづくり、健康増進及び所得向上を図ることを目的とした事業です。

庭先集荷事業は、平成19年度から21年度は、高知県自治研究センターが事業を行っていました。その後、平成22年度から令和3年度までは、黒潮町が有限会社ビオスに事業委託を行うことで、事業継続をしており、出荷額、ピーク時の平成25年度の利用実績は、出荷額1,139万円、利用者数62名でした。

その後、出荷額、利用者数とも減少傾向が続き、有限会社ビオスに委託した最終年度の令和3年度には、出荷額479万円、利用者数26名となっていました。

この間、委託業者と協議を行い、各地域での説明会の開催や、出荷者への聞き取り、出荷先の拡大等にも取り組みましたが、利用者の減少に歯止めがかからず、また、委託料として年間450万円ほどかかることから、令和4年度に、事業中止を致しました。

その後、集荷範囲や出荷先を絞り込むことで、経費の削減を図り、令和5年度に佐賀地域庭先集荷業務として、黒潮町佐賀北部活性化推進協議会に業務委託を行い、事業を再開致しました。

当初の計画では、令和5年5月から令和6年3月までの予定でしたが、今年の9月より集荷員が不在となり、事業を一時停止、その後、集荷員の確保が見込めないこと、また、利用実績が、出荷額28万円、利用者、4名

と少ないことから、10月末で事業を終了しています。

この事業中止時には、利用登録を行っている7名には、利用者のお宅に訪問し、事情の説明を行うことで、事業中止への理解を得ることに努めてきたところです。

以上が、地域の物流と支援事業の進捗（しんちよく）となっております。

なお、現在の状況では、令和5年度中及び令和6年度の事業再開は困難と考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

これは、そこで働いていただける、集荷していただける人がいないというのは、なかなか大変なことだなあと思うわけですが。

ただ、その人の条件はどういうことを条件だったんでしょうかね。働いていただくこと条件。条件にもよってきますがね、これ、どのような、契約うかね、金額。それはどういうことなんです。やはりそれやったら私もやってみたいという、金額によっては出てくるんじゃないかなと思いますけど。

そのへんはどの程度の委託いますか、委託費、委託料うかね、その辺はどういったものんでしょうかね。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

矢野議員の再質問にお答えさせていただきます。

委託料は、集荷員さんの日当及びガソリン代等の自動車の使用料ということになってます。

1日ですね、8,131円ということで計算をしてですね、それを対価として支払うということで、委託業務を行っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

妙に今聞いただけの話では、やっぱりちょっと安いように思うんですね、人に働いてもらうという。運転免許は個人持ちであろうし、これ普通、非常勤職員のあれも5,700円ですかね。だから、これ車のこととか、ガソリンは見てくれるらしいですね、今言った。

やっぱね、一定のお金がないとね、私は人は来て働いてもらえんがやないろうかなと。全体的にね、非常勤職の報酬なんか見よってもね、私は安いと思うでしょうが。で、そのへんは、どういう、この決め方よね、地域の労働力を見たときにどういうことなのか、あるいは、建設の人夫さんの賃金とか、県の場合は山にも、賃金単価いくらで打ってますわね。そういったものを横にらみしながらやらないと、これはね、人はなかなか集まらないと思うんですが、集まらないんでやめてしまったらね、何もなくなってきますよ。

ただ、ないいうて終われる、何もなくなると、地域がすたっていく。ものすごく。6,800人ですかね。あれも本当に夢のまた夢で終わりますよ。だから、ここの決め方については、もう一度よくを検討していただくことを願うわけですが。

どうですか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

この庭先集荷の事業、私も非常に、やめるのが残念でならないわけでございますけど、問題は、利用者が少ないのが一番ですね。4人になってきて、私が町長になって非常にこれ、産業振興にも、福祉の面も踏まえて、非常に構想的には素晴らしい事業だと思って、こだわってきたところがあったんですけど、残念ながら、1年前どんどん利用者が少なくなっとうまくいかない。

そして最後に少し町全体じゃなくて、範囲を絞ってモデル的に佐賀北部で、令和5年度やろうということをやったんですけどその結果が、この結果になってくる。ここまでやってみていかないとやはりスクラップを考える必要がございます政策的に。

それでこの事業を継続するようにはして佐賀北部地域の活性化というよりはそれはまた、角度を変えて、佐賀温泉の活用の中でその活性化自体は、考えてもいいんじゃないかと。

この事業につきましては残念ながらここまで、やってきてもこういう結果が出ないということは、やはりスクラップの事業であると私自身判断して、このような答弁となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

町長がそういうお考えであれば、それはそれで政治決断ということになるかと思っておりますので、残念ですが。

ただ、私が尊敬する人がこの付近にもおいでるんですが、やっぱりねいったんやめるとね、今度始める言うたちなかなかそれは難しいぞというお話は、この前からいただいておりました。だから、その辺を、事業の起こし方というか、再開の仕方というものは、やはり、一定の戦略言いますかね、そういったものを立て直す必要があるかなあと思って、その方の話を伺ったわけでございます。一応佐賀北部だけのことではございませんので、こちらの方の、なかなか農業に熱心な方のお話をいただいた結果でもございますので、このままでは私はいかんと思います。本当に何もなくなる。町内。と、考えておったもので、今の答弁は、それはそれでありがたくいただきます。

それから、2番目のですね、農地の荒廃の原因と対策を問います。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

矢野議員の4の2番、農地の荒廃の原因と対策を問うについてお答えを致します。

荒廃農地の発生原因については、農家の減少、高齢化、農産物価格の低迷、傾斜や湿田、農地が狭い等の土地の条件等が考えられます。特に、中山間地域では、農地が狭く、傾斜がきついなど、生産基盤が脆弱（ぜいじゃく）であり、全体的に見て、荒廃農地が増加傾向にあると認識しています。

まず、荒廃農地の増加対策として、地域計画の策定を令和7年3月までに行うこととなっております。

この地域計画は、令和4年5月に公布された農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき策定することとなっており、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用を明確にするものです。

黒潮町でも、11月27日から12月6日にかけて、それぞれ7地域で座談会を開催し、農地の所有者や耕作者など、広く農業にかかわってきた方の意見を伺ってきたところです。

その座談会で出た意見では、まず課題として農地の高齢化、後継者不足、用排水路や農道等の維持管理、農産物価格、特に米価の低迷、鳥獣被害等の多くの課題が出されました。

地域の目指すべき姿としては、Iターン等の新たな担い手の確保、育成、担い手や集落営農組織への農地の集積、基盤整備等の推進等が出されました。

この座談会の後、耕作者、地権者に対してアンケート調査を実施し、再度、地域で座談会を行うことで、地域計画を策定することとしています。

その地域計画を策定することで、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にし、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地の集約化が進むことを期待しています。

黒潮町の地域計画策定以外の取り組みとしては、荒廃農地の発生を抑制することを含めて、地域で耕作放棄地を防止し、農業生産活動を継続するために、国の中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用して、畦の草刈りや水路の泥上げ等の農地保全の取り組みを行っています。

また、黒潮町農業公社等による新規就農者の確保や、集落営農による農業生産過程を共同で取り組むことを目的とした各種機械への助成、加持、市野瀬地区では、圃場整備による土地条件の向上等に取り組んでいるところです。

地域計画の策定とあわせて、ハード、ソフト両面の事業継続を行うことにより、農業生産活動の維持、荒廃農地の抑制につなげていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

合併前の佐賀と大方のときに、佐賀の方で50年代にシメジとかニラ、キュウリが中心にあったわけで、そのときに、大方は私らが知る範囲では、施設園芸は盛んなことはわかっておりました。がもう一つ、花、花が大変盛んで、大方は偉いぞという話が聞こえて参りまして、その時の、そのころに多分土地改良やってると思うんですが、花がいいので土地改良するという、当時の私はねそういうことじゃなかったかなと思うんです。

土地があるき花を作るんじゃないしに、花がいいので、土地改良をするぞと、これがね私、当時の姿勢ですね、行政の姿勢いか住民の農家の姿勢でなかったかなと私は、ちょっと佐賀の方からこちらから来る声が、そのように聞こえてきたわけですが。

合併してからでもですね、向こうで、田野浦の方でお聞きしよったらやはり何かよそで若い方が、都会で働いてる方も、あれ、うちではなかなかええことになっちゃうぞと。そういう声が伝わって行って、よしわしもいで花作ると。こういうことになったぞ、という話を私はお聞きしておるわけですが。

それでね、土地の問題を維持管理するがも大変なことですが、やはり、何を作って、こればあ儲ける。そのためにこの土地が要るといような方向でよね、取り組みができないものか、私そんなふうに考えるわけです。

どっかのよそに意見を求めたりする方法があるかと思うんですが、小学中学の方にも、そういった、どういふふうにしたらいいかといような意見をいただくとか、少し、いつも自分たちだけの中の話だけでなしに、もう少し外から、この町を見ていただける、声をいただけるといようなことをやってみたらどうかと思うんですが、いかがですか。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

外の意見を聞くということは、大変大事なことだと思います。

今取り組んでいる地域計画の中ではですね、黒潮町内に在住の地権者、農業者の方の意見を聞いております。

またですね、県の振興センター等とかJAの方なんかとも意見交換をしています。県の振興センターの方ではですね、幡多地域以外のところも見て、新しい品目についてのアドバイスもいただけるものと思います。

地域計画の中でもですね、新しい品目に取り組んでみたいというような農家がいる場合はですね、先ほど言った農業振興センターや、JAが栽培の支援をしていただけるということも聞いておりますので、まずはですね、地域計画の策定を通じてそういう意見があるのかどうか、あった場合はそういう支援をしていきたいと。また、議員ご指摘のように、幅広くですね、意見を聞いて地域計画に反映できる部分はですね、反映して農業の振興に努めていければと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

積極的に、前向きに取り組んでいただくことを期待しておりますので。

次に3番のカッコ3番、水産振興をどのように図るか問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員のカッコ3、水産振興をどのように図るかを問うのご質問にお答えします。

今回の議会における澳本議員への答弁と重なりますが、近年の町内水産業を取り巻く大きな課題の一つと致しまして、漁業経営に係る経費全般の急激な上昇があることは承知をしているところでございます。直接経営を圧迫する燃油代金やえさ代、畜養にかかる餌及び薬品代、また、船舶における定期点検、ならびに、修繕費用などすべてにわたって価格が上昇しており、漁業経営の継続に対して大きな影響を与えております。

町と致しましても、このことを喫緊の課題と捉え、昨年度以降、国のコロナ禍における電力、ガス、食料品等価格高騰対応分の事業を活用し、燃油高騰対策における漁船用燃油の価格割引対応や、漁業経営セーフティネット発動時における個人負担の2分の1の補助を実施しております。

今後とも、エネルギー全般の価格につきましては先行きが不透明であり、新たな国の交付金、経済対策における予算原資の確保を含め、引き続き対応を検討して参ります。

また漁船に係る定期点検費用や、修繕費用の高騰対策につきましては、現時点での有効となる補助制度はございませんが、特に大型船などにはかかる費用も非常に高額となるため、県の方水産振興部に対しまして、今後とも、船舶の維持における関連補助事業の必要性を働き掛けてまいります。

2点目としまして、水揚げの向上につきましては、近海のカツオー本釣りに関して、黒潮町活餌供給機能強化事業により、水揚げ港としての魅力向上を図り、カツオー本釣り漁船の誘致を推進しておりますが、全国的なカタクチイワシの不漁により、現在活餌そのものが非常に手に入りにくい状況が続いております。

このままでは、来年春先の出航にも活餌の供給が難しくなることが想定されるため、喫緊の取り組みとしまして、活餌協議会、高知かつお協同組合、高知県漁協、高知県水産振興部、町を含めたメンバーで、今後の活餌の確保に向けた対応策について、さまざまな角度より検討を進めております。

いずれにおきましても、事業実施における補助金予算原資の確保が前提とはなりますが、国の追加物価高騰

対策なども含め、いち早く関係者間での情報共有を図り、迅速に対応できる制度設計についての取り組みを検討して参ります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

大体、分かったところですが。

そのね、一つ私が心配になって漁業関係者のお話を伺うのは、せっかく骨折ってカツオを釣って帰っても、水揚げの量について何やら制限があるようなうわさの話を聞いた経過があつて、これはちょっと深刻な話だなと思ひようですが、そのへんの原因、どこにあるのか。

解決する対策案というのは、それほど難しいことでもないような気もせんでもないんですが、そういった事実がありますかね。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員の再質問にお答えします。

そういった形の全般についてになりますが、高知県漁協佐賀支所におきまして、現在、引き続き人手の不足、職員の数の問題が出ております。

そういった関係の中で、やはり働く人が少ないために、一定そういった水揚げに関しての問題があるということとは伝わってきております。

このことにつきましては、高知県漁協本所の方とも協議をもって、また県の方にも伝えているところではございますが、何分にも県漁協の方も、人の雇用については引き続き行っているが、新しい人の採用についてはなかなか進んでいないということは、伺っております。

ただ、このまま人手不足が続くという想定ではなく、県漁協としては一定解決の方法に向けて進んでいるという形では伝わってきております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

これはね、私なりの考え方というか考えなんですけど、さっきの地域の物流等支援事業のことについても質問致しましたが、これを今度水産に、漁業に当てはめて、そういうような対策は講じられないかなあと思ひようですが、どんなもんですか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

矢野議員の再質問にお答えします。

この人手不足の関係、あるいは働く職員の数の問題というところにつきましては、高知県漁業が解決する問題であろうとは考えるところではございますが、先ほど議員おっしゃられましたように、他の有効な補助事業を活用して、何かしらそういった策を考える、あるいはその人の関係についても、こちらの方から提案をしてい

く、そういった形は取り組んでいく。また、協議を行っていくという形はあると思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

水産、それから農業は、黒潮町によっては大切な、重要な産業でございますので、皆さまの夢や希望、応えることができる行政を期待しておりますので、ひとつこれからも存分に頑張ってくださいと思います。

予算の方は、要求があれば、多分みんな反対しませんよ。だから、100 億あんまり心配することなしに財源の心配することなしに、私は必要なものは、予算執行すべきだと考えておりますので、それを期待しております。

以上で、質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、15 時 45 分まで休憩します。

休 憩 15 時 29 分

再 開 15 時 45 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今回 2 問ですけども、まず、情報通信事業についてとしております。

質問に先立ちまして、通告書の 1 行目の日付、10 月 5 日付としておりますが、正しくは 25 日付でございます。単純な間違いでございますが、訂正をお願い致します。

この情報通信事業ということにつきましては、私も伺いますか、現在の NTT に勤めさせていただいた関係上、少し関心が強いと思うところもあります。

この NTT 時代に通信機器、交換器とか伝送路のデジタル化がありました。その中で、ゆくゆくは光ケーブルが各家庭まで引かれるだろうということも言われてましたが、そういった、その当時の言葉で言うとファイバートゥザホームとかいうようなキャッチフレーズだったと思いますけども、そのことが行政、国のテレビ放送のデジタル化に伴ってのことだと思えますけども、各家庭へ光ケーブルが引かれるということにつきましては、少し伺いますか、びっくりしたのを記憶にあります。

前置きが少し長くなりましたが、通告書に基づきまして、せんだって 10 月 25 日付で、令和 6 年度より IWK インターネットの運営事業者が変わりますとしまして、関係者にお知らせがあったことを受け、以下を問うとしております。

まず、カッコ 1 番、現況として、インターネット加入者の目標値、また、直近 5 年間の加入者の動向と一般会計からの繰入金はとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員の、インターネット加入者の目標値、直近5年間の加入者の動向と一般会計からの繰入金についてのご質問にお答え致します。

平成23年の事業開始時より、インターネット加入者の目標値は、加入率30パーセントとしております。

また、直近5年間の年度末におけるインターネットの契約者数は、平成30年度末は1,498、令和元年度末は1,553契約、令和2年度末は1,663契約、令和3年度末は1,775契約、令和4年度末は1,903契約で平成29年度末の1,339契約から比較すると、この5年間で564契約、約42パーセントの増加となっております。

目標の加入率30パーセントは令和元年度末には超えており、令和4年度末には加入率40.1パーセントとなっております。

一般会計からの繰入金につきましては、平成30年度は1億4,793万円、令和元年度は1億4,481万3,000円、令和2年度は1億4,861万円、令和3年度は1億4,882万円、令和4年度は1億3,781万4,000円となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

答弁ありがとうございました。

この一般会計からの繰入金ということで、その関係でも私、平成28年の6月にも情報通信事業関連の一般質問をした折に繰入金を問うてますが、23年度当時は2,337万が徐々に増えていって、平成27年度には1億7,475万というような数字になって、加入者が増えてきて、その関係でしょうか28年、29年の数字を私持ってないんで分かりませんが、徐々に減ってきているというふうに言うてました。

大きい額を申し上げましたんで、ちょっと住民の方はびっくりされたかもしれませんが、国からの補助があったと思いますけども、直近5年間、もし、あったとしたら直近5年間の額が分かれば教えてください。

それと、町からの持ち出しが分かれば教えてください。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、宮川議員の再質問にお答え致します。

先ほど、一般会計からの繰入金。例えば、令和4年度であれば1億3,781万4,000円とお答えしましたが、これに普通交付税や特別交付税算入額、そういったものがありますので、そういうものを差し引くと一般財源として純粋な持ち出しというものは4,476万4,000円、令和4年度になりますけど4,476万4,000円ということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

令和4年度の普通交付税算入額が8,410万2,000円です。

特別交付税算入額が662万1,000円。

特別交付税算入額電気通信施設維持管理と致しまして、232万7,000円のものが入として入ってきております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

一般会計からの繰入金のうち、大部分は国からの補助金というような形で賄われているとのことでした。

では、カッコ1は終わりました、カッコ2、事業形態変更の理由と目的。

今回のこの情報通信業の質問で、ちょっとこう順番といいますか、順番にもちょっと迷いまして、また、いろいろかぶってるところが質問であろうかと思えますけれども、加えていただいて、カッコ2の答弁をお願い致します。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員の、事業形態変更の理由と目的はのご質問にお答え致します。

都市部との情報格差解消を目的として、平成23年度より公設公営によりインターネット事業を展開してまいりました。

この取り組みにより、他の同程度の自治体と比較して早期に速度の速い通信回線とその回線を利用して、大容量データを活用するさまざまなサービス、いわゆるブロードバンドを提供し、低料金で加入者に利用いただける状況を築くことができました。

しかしながら、今後は、設備の老朽化に伴う更新費用や利用者のニーズや技術の進化に応じた高度な技術の整備など、今後の運営においては財政的な課題が生じてきています。

また、技術の進化に迅速に対応するには高度な専門知識が必要であり、人的資源が減少していく中で、これらに対応する一般行政職員も限られていくことが予測されます。

このような状況は当町に限らず、全国的な課題となっており、総務省の情報通信審議会は令和元年12月に国民経済全体に対する負担を軽減する観点からは、公設から民設へ、公営から民営へと移行を促すことを視野に入れ、今から必要な対策を講じていくべきである、との答申を行っております。

そうしたことから、公設公営から民設民営への転換を検討してまいりましたが、高度な設備整備などの財政的な課題や、高度な専門知識を持った職員等の人材的な課題を解消するため、関係各位との協議を踏まえ、今回は公設民営による運営への変更と致しました。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

国の方針といったようなものが基本にあるというふうな話だったと思えますけれども。

私の聞き漏らしだと思うんですけども、その部分は理由の部分の話ではないかなと取りました。

目的の部分もちょっと頭へ聞き漏らししたような気がしますので、目的の部分を再度お願いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

目的と致しましては、先ほどご答弁致しましたし、次の質問にも少しかかってくると思いますが、今後は、さらに高度な情報提供、そういうものが必要になってまいります。

それを行うためには、町がそのまま運営していくと多額の投資が必要になってくる、というようなことも一つの理由となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

ちょっと観点が違うんでしょうかね。

何か今の答弁も私には変更のための理由といった部分なんかなあというふうに、最後も変更、理由になっていきますというふうな答弁でしたので、何を目的としているのかというふうな問いなのですが。

何々を目的としております、という答弁をいただけたらありがたいんですが。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

このあとの質問等にもありますけど、最終形態、そこを目指しての、今回のまず第一段階として、公設民営、そういうものに移行したということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

具体的な言葉に聞こえづらかったんですけど4番方で出てくるのかなというふうな答えだったと思いますんで、2番は置きまして、3番へ移ります。

この事業譲渡により、雇用面などの事業内容の変化は。

また、メリットとデメリットをどういうふうに考えていますか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員の、事業形態変更による雇用面など事業内容の変化やメリット、デメリットは、のご質問にお答え致します。

今回はインターネットの運営のみを民営化するものであり、その他の黒潮町光ネットワークに関連する事業者における雇用面など、事業内容の変更はほとんどございません。

メリットにつきましては、来年の秋ごろをめぐりに通信速度が速くなるということがあります。

質を補償するものではないがこのくらいは速度出ます、というベストエフォートが、現在の100Mbps（メガビーピーエス）から1Gbps（ギガビーピーエス）へ変更することとしており、通信速度が大幅に増速すること

となります。

このことは、町にとって財政的に大きな設備投資をすることなく通信速度の改善が図れ、利用者にとっては利用料が変わることなく通信速度が速くなることとなります。

また、インターネット事業が民営化されることにより、町の人的負担の軽減になるものと想定しております。

デメリットにつきましては、運営者が変更となるため、インターネット使用料の支払先が黒潮町から新しい事業所に変更になるため、一時的ではありますが支払先の変更手続きが発生することや、今後は、テレビとインターネットの使用料の支払先が異なってくることが想定されております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

メリットとデメリットの部分で、カッコ1のところ为国からの補助金について触れましたけども、補助金の関連はどうなるでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

そちらにつきましては、変更があるものではございません。

多少の額の増減等は年度により異なるとは思いますが、大まかには変わるものではございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

補助金は変わらないと思うというような答弁だったと思いますけども、事業がテレビの部分とネットの部分に分かれて、ネットの部分が別会社へ。

残ったテレビの方だけにネットも含まれちゃったら補助金そのまま下りてくるというふうな答弁だったと思いますけども、ネットの方の事業者の方にはそういう国からの補助金は流れていかないのでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

インターネットを今後、提供していただく事業者の方には、普通交付税等の補助金というか、そういうお金は行かず、町の方に入ってくるものとなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

では、事業の規模が縮小となる、ネットの部分のくということで、町が行う事業としては規模が小さくな

るけれども、補助金は変わらないと、そういうふうなあたり。そうですか。

あと、雇用面で新しい会社ができるわけですがけれども、今、IWKなりに雇用されている方の新しい会社への移籍とか、雇用面で給料が上がるとかいったようなことはどうなってますでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、宮川議員の再質問にお答え致します。

光ケーブル自体は、町の所有ということで変わりありませんので、引き続き、今、管理を行っていただいております業者の方には引き続きやっていただきますし、テレビの事業の方もありますので、NPO 砂浜美術館に委託しておりますテレビの関連の事業、そちらの方も継続していくこととなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

では、その新しいインターネットの新会社への町内での雇用といったようなものはどうなっていますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

新しい会社の方が、黒潮町でインターネット事業をするに当たりどれだけの雇用が必要かということは、新しい会社の方の判断になりますが、もし、人が必要であるならば、町内での雇用、そういうものはやはり、お願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

今の答弁でいきますと、まだ、そういう雇用面、人数面的なところは見えていないというふうに取りましたけれども、そういうことなのかなと思います。

続きまして、カッコの4番、事業のあるべき姿をどう描いているかという大まかな質問です。

ぜひこれは、町長の方から答弁をいただけたらありがたいとは思っていますが。

よろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の、情報通信業についての4番目の事業のあるべき姿をどう描いているかというご質問にお答えしたいと思います。

まず、財政的な課題と人材的な課題を解消するために、最終的には民設民営によるインターネット事業及びテレビ事業の提供ができればいいと思っております。

一方で、当町では町内ほとんどの世帯に、光ケーブルを通じて告知放送端末を整備しているため、設備面や

運営面を含め完全に当該事業から離れることはできないと考えております。

告知放送端末の維持管理、運営方法も検討しつつ、民間の活力を最大限活かせるよう、今後も民設民営に向けた検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

答弁の前に急に振ってしまいまして、申し訳ありませんでした。

今、カーボンニュートラル、今日も宮地議員の方から質問がありましたけども、そういったような、それも大きな事業だと思います。

これ、このインターネットとか、ケーブルテレビ、そういったのも大きな事業になって、なかなか、行政が関わっていくということはなかなか大変なところがあると思います。その上で、自分も通信事業のデジタル化に関わってきたものとして、デジタル化したら人が、当時のデジタル化はですよ、通信回線も二重化して、人がいらなくなって、中村も宿毛も清水も電話局は空の状態になったというような状況をつくり出してしまいまして、それは個人の責任ではないんですけども、いろんな、こういった、デジタル化とか、今、はやりのAIとか、ロボットとかを使ったいろんな事業とか施策なんかが、そういったものが進んでいくのを見聞きするとですね、何かまた、人間いますか、そういった住民とか町民にとって、すごい便利になって、住みやすくなってということとかをかなり気を付けて進めていかないと、取り残されて、また、雇用がなくなってしまうところとか何か、私だけがそんな心配しようのかもしれないけれども、大いに心配されるところがありますんで、そのへんもお願いしてというよりは一声町長からその面についても配慮をいただけるような言葉がほしいのですが。

いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えします。

デジタル化することによって雇用がなくなるんじゃないかという、端的にいえばご心配かもしれませんが、私は随分見解が違っていて、この今の町のデジタル化の状況は光ケーブルの整備、これで町民の仕事がなくなるとは思ってなくて、逆に仕事のチャンスが増えるというふうに思っております。

そして、光ケーブルの整備で始まる情報基盤整備につきましては、道と同じように社会資本として整備しなければいけないものであるというふうに認識しております。

国の方でも、そういう、たぶん同じ認識でございまして、すべての人にラストワンマイルまで、光ケーブルを届けるとか、ユニバーサルサービスの情報提供とかいうこと言ってますので、それはもう道と同じように各家庭に光ケーブルが入っていくというふうな環境が今後つくられていくと思っております。

ただ、国の制度を細かく見ていますと、いくつか問題がございまして、私たちのような地方の末端でこういう公費をつぎ込んで出してる、苦しい財政を出しているところに対して、交付金制度が十分じゃないところがございまして、例えば、交付金、民設民営の方向を国が取ってますので、民設民営に対しては、維持管理に対して、交付金を出す制度、既にあるんですけど、それが公設公営とか、公設民営には交付金制度はないというふうなことがあります。

それに対しては今、さかんにいろんな形で要望活動をしていますし、それは高知県に対しても、光端末の家庭にある光信号をデジタルに変える ONU という機械が一つあると思うんですけど、あれは補助金対象外で、町独自で買わなければならないもんなんです。

そういうものに対しては県の方でなんか支援できないかというような要望とかですね、やってるところでございまして、そういうことについては国、県へしっかりと要望して、町の住民の方が取り残されることなくデジタルの環境にあるように今後も努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

デジタル化については、そういう配慮をしていただけるということに取りました。

1 番の情報通信事業については終わりました、2 番の住環境改善に向けてを質問させていただきます。

この質問は、昨年9月定例会にて、入野県立自然公園と境界を接する地区内にある住宅や畑については、公園内の雑木が大きく育ち過ぎ、日当たりや落ち葉などの生活環境の悪化、また畑では作物の生育状況の悪化を生じているとのことで、平成24年度当時に浜の宮、新町、万行の3地区の区長連名で支障木伐採の要望があり、翌年に新町地区に接する支障木を伐採して松の苗木が植えられました。これは、9月のときと同じ文章です。

その他の地区についても、順次、同様の作業を行うとのことでありましたが、以後は動きが見られないままとなっている中、以下を問うとして質問をしました。

その後、昨年9月の質問をした後ですね、その後、2か所ほどで小規模の伐採がありました状況下、以下を問うとしております。

カッコ1問だけですが、地区からの要望や、それを受けての伐採計画の現況はどうなっているかとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の、地区からの要望や、それを受けての伐採計画の現況はどうなっているかのご質問にお答えします。

入野松原につきましては、国有林、県有林、町有林に分かれており、四万十森林管理署、幡多林業事務所、黒潮町において、それぞれが管理を行っております。

当該地区の現況としてしましては、防風、塩害対策の保安林であり、また、住家や倉庫、畑などが多数隣接しているため、現地での伐採作業が容易ではなく、その結果、樹木が大木化し、隣接する住家や、農地作物へ悪影響を及ぼしていることは承知しているところでございます。

議員ご質問における地元地区からの要望や今後の伐採計画につきましては、平成26年度以降の対応としまして、現在、町において開かれる入野松原保全推進協議会の会合を通じ、地元からの要望や管理の対策などを直接、四万十森林管理署や高知県に対して伝えております。

また、平成24年度当時の3地区の要望につきましては、該当地区支障木の伐採を完了後に順次、施業に進めていくとの回答であったとの旨でございますが、森林管理署における、現地の伐採は進んでおらず、小規模な

支障木伐採のみの対応となっております。

来年度以降につきまして、以前から対応のできていない地元要望箇所の整理や、再度の現地状況の確認なども含め、地元地区からの声を反映し、国、高知県、黒潮町の3者が全体情報を共有した上で、議員おっしゃられる地元住環境の改善に向けた取り組みについて進めてまいります。

松原の保全管理以外におきましても、引き続き、海岸林としての機能を十分に果たし、これからも広く地域住民の方々から親しまれる入野松原であり続けられるよう、松原内の一斉清掃や松枯れ伐採後の跡地における松苗の植樹など、地元住民参加型の事業につきまして、今後とも並行して実施してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

私の文章の拙さが原因なのでしょうか。

昨年9月に質問をして、その後、2か所ほどで伐採がありました。それを受けて、以下を問うということで、地区からの要望やとしております。

まず、要望はどうなっているか。要望があったら、それを受けての伐採計画の現況は、としておりますので、要望があったか、ないかが漏れていたかなあとと思いますが。

お願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、宮川議員の再質問にお答えします。

本年度の要望等につきましては、もう既に開催済みであります入野松原保全推進協議会、この中でのお話、また、現在、万行地区の支障木伐採における緊急の対応、こちらの方を現在伝えておまして、四万十森林管理署が、お話のありました要望箇所の支障木伐採について、随時進めていく計画であると伺っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

そういった今の答弁のようなことをお聞きしたかったのですが、ちょっと文章が拙いということでございます。

今の私が質問させていただいてるのは、松原と隣接するという浜の宮、新町、万行とかいう地区のですね、そっからの連名での要望があった件についての質問です。

その関連で再質問しますが、これまでの、この再質問は昨年、以前24年度当時からの流れですけども、これまでの支障木伐採要望関連の動きと、これまでの動きと今後の実施計画について、分かっている範囲でお願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、宮川議員の再質問にお答えします。

私、会議の方ですね、今までの要望箇所を取りまとめた形の資料等の打ち合わせ等はございませんでした。  
入野松原保全推進協議会、この中で基本的に各団体も含めて。

議長（中島一郎君）

暫時休憩致します。

休 憩 16時 28分

再 開 16時 29分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

入野松原保全推進協議会を通じてのお話になりますが、過去からの要望箇所、内容等をまとめた書類を基にしたお話し合いとはなっておりません。

実際の流れと致しましては、この協議会開催前に行われる入野松原保存会での関係者会議におきまして、これにつきましては入野地区の各区長さんが役員となっておりますので、松原管理全般におけるご意見なども伺い、そこで吸い上げた後、保全推進協議会、こちらを通じまして森林管理事務所や幡多林業事務所に伝えていく流れとなっております。

以前より、慣例ではありませんが口頭での要望を伝えるという形になっていることもあり、先ほど申しましたように実際には個別の進捗状況の管理的なものできておりません。

こういったところを踏まえまして、今後は、事務局と致しましても定めた様式にて関係者にお渡しするなど、そういった点について改善を進めてまいりたいと考えております。

また、来年度以降の、今年度以外の、来年度以降の伐採の計画につきましても、現時点では四万十森林管理署、また、幡多林業事務所からはここであるというような詳細の箇所の報告は受けておりません。引き続き、入野松原保全推進協議会を通じて、こういった形の取りまとめを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

通告書に書いてるとおりですね、当時要望があつて、翌年に新町地区の大部分が伐採があつてですね、そのときの答弁というか、町の答弁じゃなくって、あそこは管理、実際伐採するのは国ですかね、国の方からの答弁が順次、他の地区も切っていくというような話だったと私も資料はもらってませんので、やったというふうに聞いてますので、それにしても、動きがないなあということでもずっと待つとったというような感じなんで、そのあたり、実際、その切ってほしいという方はずっと待たれているわけで、課長は現地も見られて状況もお分かりになってると思うし、9月の議会だよりでも写真を載せておりますけども、家の境界からかなり中へ木が覆いかぶさるとつとつという状況ですので、極力早く切って、町の管理でないですので、切る、切らんは、

町でやってといえませんが、切ってほしいなという要望ありますか、要望を今年ですかね、区長連名だと思いますけど上げてるような情報があったように思いますんで、そのあたりの確認は、要望が上がつてるとい確認はできますか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、宮川議員の再質問にお答えします。

平成24年以降ですね、先ほど言われたように、本年度につきましても、残り2地区から同様な形の申し出と  
いうかですね、要望書については、私の方はちょっと確認できておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

地元の要望がまず第一だとは思いますが、動いて、確認取っても何年もたったから時効になったとい  
うような感じなのかなあと今やりとりしとって思うんですが、そこへ住まれてる住民の方にとってはもう  
かなりの大きな問題だと思いますので、要望活動の方から再度していかなければならないのかなというふうな  
印象を持ちました。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 36分